

令和4年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

令和4年3月8日(火曜日) 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 追加日程第1
 - 決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻を厳しく非難する決議
- 第4 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第5 議案第19号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第6 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて
- 第7 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて
- 第8 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
- 第9 議案第17号 財産の処分について
- 第10 議案第1号 令和3年度訓子府町一般会計補正予算(第17号)について
- 第11 議案第2号 令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第12 議案第3号 令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第4号 令和3年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第14 議案第5号 令和3年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第15 議案第6号 令和3年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第16 町政執行方針、教育行政執行方針

○出席議員（10名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	西 森 信 夫 君
3番	山 田 日出夫 君	4番	仁 木 義 人 君
5番	西 山 由美子 君	6番	須 河 徹 君
7番	泉 愉 美 君	8番	谷 口 武 彦 君
9番	工 藤 弘 喜 君	10番	河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福祉保健課長補佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建設課長・上下水道課長	渡 辺 克 人 君
会計管理者・危機管理監	伊 田 彰 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	高 橋 治 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局次長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選挙管理委員会委員長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 内 啓 伸 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和4年第1回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

なお、マスク着用、手指消毒など、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、本定例会を進めてまいりたいと思います。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

また、新年度予算議案等、提案理由の説明が長時間にわたる説明員につきましては、提案理由の説明中に自席で水を飲むことを許したいと思いますので、議員、説明員のご理解をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が22件であります。その他、議長からの報告が3件、所管事務調査に関する議決が1件であります。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番、西山由美子君、7番、泉愉美君、8番、谷口武彦君、9番、工藤弘喜君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定しました。

◎行政報告

○議長（須河 徹君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま議長から行政報告のお許しいたいただきましたので、まずは先に本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第1回の定例町議会を招集申し上げましたところ全議員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げるものでございます。

まず、今回のロシアによるウクライナ侵攻により犠牲となりました市民の方々に深い哀悼の意を表するものでございます。

一般市民を巻き込んだ今回のロシアの国際秩序を乱す破壊的な行動は決して許されるものではなく、1日も早い平和的解決に向けた外交努力を国に強く求めるものでございます。一方でオミクロン株に起因した第6波と呼ばれる新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして、本町においてもさまざまな影響が出ております件については、行政報告によりご報告させていただきます。

それでは、本定例議会に提案しております議案などの概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、人事案件でございます。固定資産評価審査委員会委員とオホーツク町村公平委員会委員の選任について同意を求めるものでございます。

次に、各会計の予算補正でございます。

一般会計の補正内容としましては、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う事業の中止、縮小のほか、事務事業の実績、あるいは精算による整理予算と新型コロナウイルスワクチン接種事業や後年度に実施が見込まれる大型事業や地方債借り入れに伴う将来負担などに備えての基金積み立てなども含めて提案させていただいております。

まず歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金などの国庫支出金の追加、普通交付税、町有林産物売払収入の追加のほか、個人住民税、各種交付金、事業確定に伴う国、道支出金、町債の減額。

歳出では、新型コロナウイルスワクチンの接種事業、原油高騰の影響による各施設の燃料費の追加のほか、将来の公債費負担に備えた減債基金や将来の大型事業へ備えるための各種基金積立金を追加。事業の中止、縮小などによる整理予算を減額し、歳入歳出それぞれ1億9,853万7千円の追加を提案させていただいております。また事業費を令和4年度に繰り越して使用するため、新型コロナウイルスワクチン接種事業、住民基本台帳システム改修事業、住民税非課税世帯等の臨時特別給付金事業と各小中学校新型コロナウイルス対策による学校保健特別対策事業の繰越明許補正。さらに事業費の確定などによる9本の地方債補正を提案させていただいております。

次に、特別会計および事業会計についてであります。

国民健康保険特別会計につきましては、国民健康保険税の減額、基金繰入金の増額のほか、保険給付費の減額による歳入歳出それぞれ291万6千円の減額を提案させていただいております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療保険料および一般会計繰入金の減額などによって、歳入歳出それぞれ253万3千円の減額を提案させていただいてお

ります。

介護保険特別会計につきましては、調整交付金など国庫支出金の増額、基金繰入金や一般会計繰入金などの歳入の減、保険給付費の施設介護サービス給付費や基金の増額のほか、各事業執行残を減額し、歳入歳出それぞれ137万2千円の追加を提案させております。

下水道特別会計につきましては、各種工事の執行残のほか、農業集落排水事業費、個別排水処理施設整備事業費の整理などにより、歳入歳出それぞれ933万5千円の減額を提案させております。

水道事業会計につきましては、予算第3条に定めた収益的支出では、維持管理費などの執行残により813万6千円の減額、予算第4条で定めた資本的収入では、建設改良費の執行残にあわせた企業債、補償金を976万7千円の減額、資本的支出では、建設改良費の執行残1,171万6千円の減額を提案させていただいております。

次に、令和4年度の各会計予算についてですが、一般会計予算と四つの特別会計および水道事業会計予算につきましては、別冊の予算書案として提案させていただいております。

各会計ともに厳しい財政状況の中で町民生活の実態を正しく捉え、将来につながる財政運営を継続するために第6次総合計画の将来像を目指し、財政健全化を念頭に財源確保見通しに基づく予算規模とすることに重点を置いた予算となっていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、条例の制定などがございます。

会計年度任用職員の育児休業等取得の要件を緩和する職員の育児休業に関する条例の一部改正。

奨学資金貸付資金の基金原資の上限額を増額するため、奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部改正。

公共施設などの自転車の放置防止を定めた訓子府町自転車等の放置防止に関する条例を制定するなど、2件の条例改正と1件の条例の制定を提案させていただいております。

次に、規約の変更でございます。

オホーツク町村公平委員会における個別案件の費用負担は当該町村の負担とするオホーツク町村公平委員会規約の変更を提案させていただいております。

次に、町有林の林産物の処分について議決を求める提案をさせていただきます。

次に、専決処分の承認について。

令和3年12月15日と令和4年1月5日、1月28日に地方自治法179条第1項の規定によって一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

以上、議案22件の詳細につきましては、人事案件を除きまして、副町長または各担当課長から説明させますので、ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げ、第1回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、お手元に配布させていただいております行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症にかかる対応についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に今年の1月から新種となるオミクロン株に起因した第6派と言われる感染拡大期に入り、北海道でも1月27日から道内全域を対象とした「まん延防止等重点措置」に入り、昨日3月7日には感染者数は減少して

きてはおりますけれども、病床使用率が依然高い数値であるとの理由で、その期限が3月21日まで延長されたところでございます。本町でも令和4年に入り、1月に2名、2月に17名の陽性者数が公表されています。

この間、町の対応として、2月4日に認定こども園の園児1名が陽性者と確認され、翌2月5日から2月11日までの期間「学年閉鎖」の対応を取らせていただきました。また、2月5日に給食センター職員1名が陽性者として確認されましたことから、職員全体の検査を実施し、感染拡大の恐れがないことから、施設の消毒を翌2月6日の日曜日に実施し、月曜日からは通常業務を継続しております。

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種につきましては、1月14日から、医療従事者等の接種をはじめ、現在は2回目接種後8か月を経過した方に対し順次接種券を送付し、進めているところでございます。2月末現在1,184名の方が接種を済ませており、32%の接種率となっております。また、国で進めております5歳から11歳の子どもに対するワクチン接種について、本町においては、280名の保護者等へアンケートを実施し180名の方から回答を得たところ、72.8%の方が接種を希望、または検討中との結果でございました。一定数の保護者の接種希望が確認できましたことから、本町としても子どもへのワクチン接種の実施、体制整備をすることにいたしました。対象者に対しましては3月16日ごろから順次接種券の発送を開始いたします。接種できる医療機関は訓子府クリニックと北見市の三つの小児科医療機関となります。接種を希望される方は訓子府クリニック分は役場へ、北見市の医療機関へは直接予約となります。

いずれにしましても、各医療機関と連携を密にしながら安全に配慮したワクチン接種に努めてまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症にかかる対応についての行政報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ただいまの行政報告については、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、以上をもって行政報告を終了いたします。

◎追加日程の議決

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、全議員から決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻を厳しく非難する決議の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1とし、ただちに議題といたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、決議案第1号を日程に追加し、追加日程第1とし、ただちに議題とす

ることに決定しました。

ここで決議案の配布の関係から暫時休憩といたします。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時47分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎決議案第1号

○議長（須河 徹君） これより追加日程第1、決議案第1号を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの提案理由の説明を求めます。

○2番（西森信夫君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、決議案第1号についてご説明をいたします。

決議案第1号

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻を厳しく非難する決議

上記の決議案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者 全議員

この決議案につきましては、本日、全員協議会を開催し、現在も続けられておりますロシア軍のウクライナに対する力による一方的な現状変更のための軍事侵攻を強く非難し、1日も早い平和的解決を求めるため、全議員の一致した思いで、この決議書の提出を決定いたしました。決議案の内容説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

次のページをお開き願います。

（以下、決議案朗読、記載省略）

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（須河 徹君） 全議員による提出になりますので、質疑、討論を省略いたします。

これより決議案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第4、議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書97ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案書97ページでございます。

人事案件でございますので、私から説明をさせていただきます。

議案書の97ページをお開きいただきたいと思います。

議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会委員1名が任期満了になりますことから、地方税法第423条第3項の規定によりまして、次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めにより本町では川北地区、川南地区、市街地区から、それぞれ1名ずつ選任しております。そのうち川北地区は弥生の柴田豊喜氏が令和4年4月27日をもって任期満了となりますことから、引き続き、柴田氏を選任すべく、本定例町議会に提案させていただきますのでよろしくお願いいたします。

ここで柴田豊喜氏の経歴を簡単にご紹介させていただきます。

柴田豊喜氏は昭和31年9月20日生まれの満65歳で弥生にお住まいでございます。昭和50年に北海道立農業大学校を卒業ののち、家業の農業に従事され、現在に至っております。この間、平成16年と22年には弥生実践会長、平成17年から21年までの5年間には訓子府町農民連盟書記長、平成22年から25年までの4年間には同委員長を歴任されました。また、平成23年から平成31年までの8年間は訓子府土地改良区理事としてご活躍されておりました。

固定資産評価審査委員会委員としては、平成28年4月から務められご活躍をいただいております。

なお、任期につきましては、令和4年4月28日から令和7年4月28日までの3年間でございます。

以上、議案第18号について、ご説明させていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決をいたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第19号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第5、議案第19号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書98ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） この件も人事案件でございますので、私から説明をさせていただきます。議案書の98ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてであります。

オホーツク町村公平委員会委員奥谷公敏氏は、令和4年3月31日をもって任期満了となりますので、次の者を選任いたしたく、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項およびオホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）第3条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

記以下をご覧ください。

新たに選任する委員について記載しておりますが、選任する委員は、北海道紋別郡興部町字興部218番地にお住まいの五島巧氏でございます。

五島氏の略歴を紹介させていただきます。

五島氏は昭和29年1月23日生まれで現在68歳。49年興部町に奉職され、農業委員会事務局長、総務課長を務められ、平成23年6月から令和元年6月までの2期8年、興部町の副町長を務められました。これまでの経歴はもちろんでございますが、地方自治の本旨および民主的で能率的な事務処理に理解があり、人事行政にも識見を有する五島氏は、まさに公平委員にふさわしく、選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。

以上、議案第19号について、ご説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第20号

○議長(須河 徹君) 次に、日程第6、議案第20号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書99ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長(篠田康行君) 議案書の99ページをお開きください。

議案第20号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

今回の予算の専決処分は、二つの事業について専決処分をしたものでございます。

まず一つ目ですが、「子育て世帯臨時特別給付金」のクーポン給付となっております5万円分について、現金給付が可能になり、先行給付の5万円と合わせて一括10万円の給付も可能となったことから、年内に支給をするため専決処分をしたものです。

次に、温水プールのボイラー設備の一部である給湯管に不具合が生じ、冬季間でも室内配管の凍結防止のため稼働しているプール室内の暖気運転に支障が生じることから、設備整備工事を実施するため専決処分をしたものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和3年度訓子府町一般会計補正予算(第14号)の内容を説明いたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,681万5千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ56億5,960万8千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧いただくこととし、内容については、102ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、最後に歳入の説明を行いたいと思います。

それでは、103ページの歳出になります。

上の表の3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子育て世帯臨時特別給付金事業の役務費の通信運搬費では、対象者世帯に対する制度通知と申請にかかる郵送料5万5千円を追加。

負担金、補助及び交付金では、対象者700人に対してクーポンではなく1人5万円の現金給付をすることから3,500万円の追加となるものでございます。

その下の表の10款、6項、2目、体育施設費の事業区分、温水プール維持管理事業の

工事請負費のボイラー更新工事では、給湯管の劣化に伴い、配管に水漏れが生じたため、プール室内の暖気運転に支障が生じ給湯管設備整備工事を実施したことから264万円を追加。

また、先行して実施しておりましたボイラー本体の交換工事費の確定によりまして88万円を減額することに伴い、差し引き176万円を追加となっております。

次に、102ページに戻りまして、歳入になります。

上の表の14款、2項、2目、民生費国庫補助金では、子育て世帯臨時特別給付金事業補助金として3,505万5千円の追加。

その下の表の19款、繰越金、1項、1目、繰越金では、この専決処分の補正にあたり前年度の繰越金1,063万6千円を財源とするものでございます。

最後に、別に配布の資料1の補正予算にかかる投資的経費の事業内容を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、専決処分の承認を求める内容につききまして、説明をさせていただきましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。この子育て世帯臨時特別交付金事業については、国がいろんな5万円分を使い方ということで当初あったんですが、町としては、一括現金給付ということにするということですね。それとこの制度は対象者の申請か何か、そういう手続き的なことはどういうふうになっていますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） ただいま、子育て世帯臨時特別給付金事業補助金の対象者および申請内容ですね、そのお話がございました。こちらにつきましましては、児童手当を受けられている方、中学生以下のお子さんたちですね、その方たちには申請なしで支給をする仕組みとなっております。ただし、高校生以上につきましては、申請という形で申請を受付けてございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第21号

○議長(須河 徹君) 次に、日程第7、議案第21号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書104ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長(篠田康行君) 議案書の104ページをお開きください。

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

今回の予算の専決処分は、令和3年12月20日に国の補正予算が成立したことを受け「住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業」の実施にあたり対象の世帯に10万円を令和3年度内に支給を開始するため専決処分をしたものでございます。

対象者につきましては、令和3年12月10日において、訓子府町の住民基本台帳に記録されている者で、「令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯」または「令和3年1月以降の家計急変世帯」に該当する世帯の世帯主となっております。

なお「令和3年1月以降の家計急変世帯」とは、住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情であると認められる世帯、または1年間の所得の見込額が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいいます。

それでは、次のページの専決処分書により専決処分を行った令和3年度訓子府町一般会計補正予算(第15号)の内容を説明いたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,524万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,484万9千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりでございますが、これについてはご覧いただくこととし、内容につきましては、107ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後に歳入の説明を行います。

それでは、108ページの歳出になります。

上の表の3款、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の職員手当等では、時間外勤務手当として4万7千円を計上。

需用費の消耗品費では、コピー用紙の購入のため3千円を計上。

役務費の通信運搬費では、対象者に対する制度通知と申請にかかる郵送料14万円を計上。

手数料では、給付金の口座振込にかかる手数料として16万3千円を計上。合わせまして30万3千円を計上。

委託料のシステム改修業務では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に対応するシステム改修のため88万円を計上。

使用料及び賃借料では、電子複写機借上料として8千円を計上。

負担金、補助及び交付金では、住民税非課税世帯分673世帯と家計急変世帯分67世帯を合わせまして740世帯を見込み、1世帯あたり10万円の現金を給付することから7,400万円を計上するものです。

次のページの給与費明細書につきましては、今回の職員手当等の補正による内容となっております。

次に、107ページに戻りまして、歳入になります。

上の表の14款、2項、2目、民生費国庫補助金では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の補助であります子育て世帯臨時特別給付金事業補助金として7,523万7千円を計上。

その下の19款、1項、1目、繰越金では、この専決処分の補正にあたり前年度の繰越金4千円を財源とするものです。

以上、専決処分の承認を求める内容につきまして、説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。国からいろんな給付金事業があつて、大変いいと思うんですが、これの対象になる方、歳入の方では子育て世帯臨時特別給付金事業の補助金として入っていますが、この対象となる方、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業、これはどういう方が対象になる事業なんですか。この上の歳入の方で子育て世帯臨時特別給付金事業補助金として入ってますが、下の方は住民税非課税世帯臨時特別給付金事業、この制度の対象はどのような方、年齢だとか、そういうこと関係なく、どういう人が対象になる事業なんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） ただいま、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の対象者、どういった方なのかという問いでございましたけども、議員おっしゃられますように歳入の名称は子育て世帯臨時特別給付金事業補助金という名称になってございますけども、国の方がこちら子育ての部分と、あと今回のコロナ克服新時代開拓のための経済対策の中の感染症の影響により厳しい状況におかれた方々の事業ですとか、生活のくらしの支援という部分で、対象者につきましては、高齢者ですとか、ひとり親世帯ですとか、そういった住民税非課税の方たちが対象という形になっています。歳入の名称が子育てというふうについているだけというご理解でいただければというふうに思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 高齢者とさまざまな要件が出ておりましたが、それ対象になる方、世帯にということ、個人じゃなくて世帯に給付ということになるのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 個人ではなくて世帯に支給するという形になってございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第22号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第8、議案第22号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書110ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の110ページをお開きください。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

今回の予算の専決処分は、保安林整備事業の皆伐において、伐採材積が当初予定を200m³上回る見込みとなったことから、委託料の造林業務について専決処分したものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和3年度訓子府町一般会計補正予算（第16号）の内容を説明いたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,591万円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりでございますが、これについてはご覧いただくこととし、内容については、113ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、最後に歳入の説明をいたします。

それでは、113ページの下の表の歳出になります。

2款、1項、5目、保安林管理費の事業区分、保安林整備事業（単独）の委託料では、保安林の皆伐で当初伐採材積を1,740m³としていましたが、1,940m³と200m³増える見込みとなったことから106万1千円を追加。

次に、上の表の歳入になります。

19款、1項、1目、繰越金では、この専決処分の補正にあたり前年度の繰越金106万1千円を財源とするものでございます。

最後に、別に配布の資料1の補正予算にかかる投資的経費の事業内容を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第17号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第9、議案第17号 財産の処分についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書96ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議案第17号 財産の処分について、その提案理由を説明させていただきます。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでござい

ます。

記以下について、説明させていただきます。

事業名は、町有林生産素材販売（その４）であります。

本件の伐採箇所は保安林の日出４７林班９１小班ほか、４．９７haでございます。

２月１８日執行の入札において、５社に応札いただいた結果、契約の相手先は、物林株式会社営業本部北海道グループ国産材営業部長 中村雅則氏で、契約金額は、２，２５５万円でございます。予定価格につきましては、１，４５８万２千円となっております。

樹種別の売払材積でございますが、カラマツが１，７５７．９８３㎥、雑木が１７７．６７７㎥、合計で１，９３５．６６０㎥でございます。

なお、このページに記載までしておりませんが、用途別で申し上げますと用材が１，１５０．７１８㎥、パルプ材が７８４．９４２㎥となっております。

以上、議案第１７号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第１７号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１号、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号

○議長（須河 徹君） この際、日程第１０、議案第１号、日程第１１、議案第２号、日程第１２、議案第３号、日程第１３、議案第４号、日程第１４、議案第５号、日程第１５、議案第６号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第１号 令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１７号）についての提案理由の説明を求めます。議案書１ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の１ページをお開きください。

議案第１号 令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１７号）の説明を申し上げます。

まず、第１条では、歳入歳出それぞれ１億９，８５３万７千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ５億９億３，４４４万７千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、2ページ、3ページの第1表のとおりでございますが、これにつきましてはご覧いただくこととし、この後、5ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条では、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条では、地方債の補正について定めており、それぞれ第2表および第3表により説明をさせていただきます。

それでは、4ページの第2表 繰越明許費について説明をいたします。

この内容については、47ページの繰越明許費に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

それでは、今回の補正は、2款、3項、1目、戸籍住民登録費の住民基本台帳システム改修事業、3款、1項、1目、社会福祉総務費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、4款、1項、2目、予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、10款、2項、1目、学校管理費の学校保健特別対策事業、10款、3項、1目、学校管理費の学校保健特別対策事業の5事業で合計1億2,563万円を令和4年度に繰り越すものでございます。

なお、このうち新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、今回の補正に伴う変更後の金額となっております。

それぞれの財源内訳、繰り越し理由等につきましては、記載のとおりです。

4ページに戻っていただきます。

下の表の第3表 地方債の補正では、それぞれ事業の確定により起債額が変更となった道営柏丘北地区農地整備事業を含む9事業で、左側が補正前、右側は補正後の借入限度額となっております。

ここで、48ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。

右端の下から3行目にありますように、令和3年度末の現在高見込額は53億9,618万円となっております。

続いて、5ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細書について、説明をさせていただきますが、主な補正の内容につきましては、時期も年度末になりましたことから、大部分は、事務事業の実績、あるいは精算による増減で、いわゆる整理予算になりますので、追加となる主な事業および特別な要因のあるもののみ説明をさせていただきます。

なお、特に今回の減額補正のうち、報償費、旅費、需用費および負担金、補助及び交付金の補正理由の多くは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を理由とした会議や事業の中止、縮減等によるもの、執行見込額の確定等となっております。

また、歳入につきましては、説明欄の記述で歳出の補正予算見合いであると分かるもの、あるいは、単なる執行残見合いによるものなどについては、説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思っております。

それでは、最初に、歳出から説明させていただきますので、16ページの歳出の事項別明細書をご覧ください。

まず、1款、議会費ですが、1款、1項、1目、議会費の事業区分、議会運営費はいずれも執行見込額確定に伴う減額です。

事業区分、事務局費についても同様に執行見込額確定に伴う減額です。

次に、2款、総務費です。

その下の表の2款、1項、1目、一般管理費の事業区分、総務一般管理事業の減は執行見込額確定に伴うものでございます。

次のページの、事業区分、交流事業の旅費では、津野町産業まつりの中止等による職員旅費15万2千円の減。

その下の事業区分、職員管理研修事業の報償費では、職員向けの健康講演会を日赤看護大学の無料出前講座としたことから、講師謝礼14万2千円の減。

旅費では、自治大学などにおける研修取り止めなどの執行見込額の確定に伴いまして148万5千円の減、負担金、補助及び交付金も研修取り止めに伴う会議等負担金41万5千円の減。

非常勤職員の加入が見込みより少なかったことから、非常勤職員公務災害補償組合負担金10万4千円の減、合わせまして51万9千円の減です。

その下の事業区分、各種基金積立金では、実績に伴う補正および後年度の財源不足に備えるための積み立てで、財政調整基金では、利子の確定により55万5千円の減。

減債基金積立金では、後年度の緊急防災・減災事業債の公債費償還に充てるための積立で1億380万円の追加。

社会資本整備基金積立金では、利子確定と寄付が2件、ならびに今後見込まれる公共施設等の更新・改修に備えて1億129万9千円の追加。

地域活性化基金積立金は、寄付2件、ならびに今後見込まれるシステム機器等の更新・改修事業などに備えまして1億5,014万円の追加。

森林環境譲与税基金積立金は、利子確定および森林環境譲与税の見込み額の確定によるもので2万2千円の減、合わせまして3億5,466万2千円の追加です。

次に、4目、公有林管理費の事業区分、町有林整備事業の委託料では、準備地拵えの労務作業員の確保ができなかったことで事業量が減になったことに伴いまして264万3千円の減。

次のページの7目、住民安全対策費の事業区分、交通安全対策事業は、執行見込額確定による減額です。

その下の8目、企画費の事業区分、地方交通対策事業の需用費では、執行見込額確定によりまして18万5千円の減。

委託料も高齢者ハイヤー利用サービス業務の執行見込額の確定により269万3千円の減。

負担金、補助及び交付金のバス通学定期運賃補助金では、定期券の購入が見込みより少なかったことから328万4千円の減、地域間幹線系統確保維持事業費補助金では、バスの車両購入において当初見込んでいなかった北海道からの補助が採択になったこと等によりまして、沿線自治体の負担が減り82万3千円の減、合わせまして410万7千円の減です。

事業区分、まちづくり推進事業の報酬では、まちづくり推進委員の執行見込額の確定によりまして12万6千円の減。

その下の事業区分、地域振興事業の旅費につきましても、執行見込額の確定により23万6千円の減。

負担金、補助及び交付金では、空き家活用定住対策補助金の申請件数が見込みより少なかったことから106万5千円の減。

次のページの事業区分、地域おこし協力隊事業では、地域おこし協力隊の委嘱がなかったことと職員が参加するイベントの中止等による減で、事業全体で389万円の減。

次のページの2款、1項、9目、地籍管理費の事業区分、地籍管理事業の使用料及び賃借料では、業務に使用する航空写真データが令和4年度に更新されることが確定したことから、令和4年度に最新のデータに更新することに伴いまして、ライセンス使用料41万4千円の減。

その下の表の2款、3項、1目、戸籍住民登録費の事業区分、戸籍住民登録事業の委託料では、デジタル社会形成整備法の成立に伴う転入地への転出届に関する事前通知開始に対応するため、住民基本台帳システムの改修費用として173万5千円を追加。

負担金、補助及び交付金では、個人番号カード交付事業交付金が、国から地方公共団体情報システム機構に直接支払う方法へ変更になったことに伴い176万6千円の減。

次のページの2款、4項、2目、衆議院議員選挙費の事業区分、衆議院議員選挙執行費では、すべて執行経費の残額の整理によるもので、事業費全体で110万1千円の減。

次のページの2款、6項、1目、監査委員費の事業区分、監査委員運営費についても、執行見込額確定により31万2千円の減。

次に、3款、民生費になります。

下の表の3款、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、社会福祉一般事業の負担金、補助及び交付金では、きらきら本舗が国から補助を受けることになったことから、町からの補助が不要になったと申し出がありまして、きらきら本舗運営費補助金100万円の減。

その下の事業区分、自立支援サービス事業の扶助費では、訓練等給付費、障害児通所給付費の年間利用実績の減で、合わせまして1,004万円の減。

その下の事業区分、地域生活支援事業の委託料では、移動支援業務、日中一時支援業務の年間利用実績の減に伴いまして108万9千円の減。

その下の事業区分、国民健康保険特別会計繰出金269万1千円の減については、その内容は特別会計の方で説明をいたします。

次のページの、2目、老人福祉費、事業区分、高齢者福祉一般事業の需用費の食糧費は敬老祭の中止に伴いまして70万3千円の減。

その下の事業区分、高齢者在宅サービスの委託料では、利用実績の減に伴い、ショートステイ業務とホームヘルプサービス業務、合わせまして44万3千円の減。

その下の事業区分、介護保険特別会計繰出金80万円については、特別会計の方で内容を説明いたします。

その下の事業区分、後期高齢者医療事業の繰出金の132万1千円の減についても、特別会計の中で説明を行います。

その下の3目、温泉保養センター費、事業区分、温泉保養センター管理運営事業の需用費の消耗品では、窓口にコロナ感染予防用のアクリルパーテーションを購入することから2万6千円を追加。

光熱水費は、電気料金の値上がりおよび上下水道使用量の増に伴いまして31万2千円を追加。

次のページの3款、2項、1目、児童福祉総務費、事業区分、子ども医療費助成事業の扶助費は、医療費の増に伴いまして155万1千円を追加。

その下の事業区分、子育て支援事業の償還金、利子及び割引料では、子どものための教育・保育給付費国庫負担金の令和2年度の精算により、国庫支出金等返還金22万7千円を計上。

その下の事業区分、子育て世帯生活支援特別給付金事業の負担金、補助及び交付金では、当初見込みより申請件数が21人少なかったことから105万円の減。

その下の事業区分、子育て世帯臨時特別給付金事業の償還金、利子及び割引料では、令和2年度の精算によりまして国庫支出金等返還金1千円を計上。

次に、2目、ひとり親福祉費の事業区分、ひとり親家庭等医療費助成事業、扶助費の医療費助成では医療費の増により40万4千円の追加。

次に、3目、児童措置費の事業区分、児童手当支給事業の扶助費の児童手当費では、見込みより児童数が少なかったことによりまして692万円の減。

次のページの4目、児童センター費の事業区分、児童センター運営事業の報酬では、放課後児童支援員の日額時給者分に不足が見込まれることから18万1千円を追加。

その下の事業区分、児童センター維持管理事業の需用費の燃料費では、灯油単価の値上げ、光熱水費では、電気料金の値上げに伴いまして、合わせまして22万円の追加。

その下の5目、子育て支援センター費、事業区分、子育て支援センター運営事業の償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金では、令和2年度の子ども子育て支援交付金の額の確定に伴いまして2万7千円を追加。

次に、衛生費になります。

○議長（須河 徹君） ここで午前10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） それでは、引き続き、説明をさせていただきます。

4款の衛生費から入ります。

下の表の4款、1項、1目、保健衛生総務費の事業区分、保健衛生一般事業の扶助費では、未熟児養育医療費助成の増に伴いまして39万円を追加。

次のページの事業区分、妊産婦健康診査事業の報償費では、新型コロナウイルス感性症予防対策により事業を中止したことによりまして4万8千円の減。

委託料の健康診査業務では、受診見込み数の減によりまして27万5千円の減。

その下の事業区分、発達支援事業では、北見市子ども総合支援センターきらりへの通園児の人数の減および利用日数が見込みより減ったことによりまして、委託料、扶助費合わせまして91万2千円の減。

その下の水道事業助成事業の負担金、補助及び交付金の水道事業会計補助金では、職員給与等の額の確定により85万2千円の減。

次に2目、予防費の事業区分、健康診査等事業の委託料では、健康診査、歯科検診、がん検診等受診者の減に伴いまして、健康診査業務で19万1千円の減、検診業務で9万1千6千円の減により、合わせまして110万7千円の減。

次のページの事業区分、予防接種事業の委託料では、風しん抗体検査実施者および予防接種者数が見込みより少なかったことから5万7千3千円の減。

償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金では、感染症予防事業費等補助金の額の確定により2万3千8千円を追加。

その下の事業区分、子ども予防保健事業の委託料の予防接種業務では、接種者が見込みより減ったことによりまして8万4千2千円の減。

その下の事業区分、予防対策事業の委託料の蜂駆除業務では、執行見込額の確定により30万9千円の減。

その下の事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、5歳から11歳の接種者等が開始することに伴うもので、事務を補助する会計年度任用職員の報酬2万9千3千円を追加。

職員手当等では、時間外勤務手当で60万円を追加。

需用費の消耗品費では、ファイルなどの消耗品購入に1万3千8千円を追加、光熱水費では、ワクチン貯蔵用の冷凍庫電気代として1万2千円を追加、合わせまして15万円を追加。

役務費の通信運搬費では、接種券発送郵便料と接種申し込みにかかる電話フリーダイヤル料としまして6万8千6千円を追加。

手数料では、町外で接種した場合の国保連手数料として1万2千1千円を追加。

次のページの委託料では、新型コロナワクチン接種業務として、個別接種にかかる町内医療機関への委託料3万3千7千円を追加。

負担金、補助及び交付金では、町外接種分の小児接種費用として、新型コロナウイルスワクチン接種負担金9万9千1千円を追加。

償還金、利子及び割引料の1千円につきましては科目計上です。

次に3目、環境衛生費の事業区分、葬斎場維持管理事業の需用費の燃料費では、灯油の値上がりによりまして5万9千6千円の追加、修繕料では、葬斎場の畳が経年劣化によりまして修繕を必要とすることから1万3千4千円の追加、合わせまして7万3千円の追加です。

次に4目、環境対策費の事業区分、地熱エネルギー利用施設維持管理事業の需用費の光熱水費では、電気料金の値上げに伴いまして1万4千7千円の追加。

次のページの労働費、1項、1目、労働諸費の事業区分、勤労者福祉会館維持管理事業の需用費の光熱水費では、電気料金の値上げに伴いまして2万7千円の追加。

次に、6款、農林水産業費になります。

その下の表の6款、1項、1目、農業委員会費の事業区分、農業委員会運営費の旅費は、研修視察の取り止めなどによりまして1万7千5百6千円の減、事業区分、事務局費の旅費では研修会、会議中止によりまして1万1千8千円の減。

委託料では、業務に使用する航空写真データが令和4年度に更新されることが確定し、令和4年度に最新データに更新することから令和3年度は更新を見送り、システム改修業務3万4千円の減。

負担金、補助及び交付金の農業担い手対策推進協議会負担金は、出会い事業を対面形式からオンライン形式に開催方法を変更し経費が抑えられたことによりまして10万円の減。

次に、3目、農業振興費の事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金の農業振興連絡協議会負担金（北大サテライト）、農業振興対策事業費補助金、農業担い手育成事業補助金は、コロナの影響による事業中止または縮減によりまして、合わせて64万6千円の減。

次のページの事業区分、北海道環境保全型農業直接支援対策事業の旅費も説明会の中止により7万8千円の減。

その下の事業区分、農業次世代人材投資事業の負担金、補助及び交付金の農業次世代人材投資資金（経営開始型）は、前年の農業所得に応じた変動交付制のため150万円の減。

その下の経営継承・発展支援事業の負担金、補助及び交付金の経営継承・発展支援事業補助金では当初事業実施予定者が9名であったところ7名となり、事業費が確定したことにより202万1千円の減。

次に4目、畜産業費の事業区分、畜産振興事業の負担金、補助及び交付金の家畜資質改善対策事業費補助金では、実施頭数が当初20頭見込んでいたところ5頭になったことから37万1千円の減。

草地植生改善推進事業費補助金では、事業実施面積の減および補助単価の減に伴いまして17万4千円の減、合わせまして54万5千円の減です。

次に5目、農業基盤整備事業費の事業区分、農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金では、各事業費の確定によるもので、次のページの31ページの道営置戸地区水利施設等保全高度化事業負担金では、面工事の事業費増による置戸町へのパワーアップ負担金の増により1万1千円の追加です。負担金全体で2,393万4千円の減。

その下の事業区分、下水道事業特別会計繰出金の繰出金では、下水道会計の収支不足の縮小により370万2千円の減。

次に、6目、農業交流センター費の事業区分、農業交流センター等管理運営事業の需用費の燃料費では、灯油の値上がり、光熱水費では、電気使用量の増に伴い、合わせまして54万円を追加。

次に、7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業の使用料及び賃借料では、牧場での災害等が少なかったことにより機械借り上げが見込みより少なかったことから、車両借上料51万5千円の減。

次の下の表の6款、2項、2目、林業振興費の事業区分、民有林振興事業の負担金、補助及び交付金では、民有林振興事業および森林環境保全整備事業のそれぞれの事業量の減に伴い、合わせまして595万3千円の減。

その下の事業区分、有害鳥獣駆除の委託料、エゾシカ^{さんし}残滓処理業務では、処理実績の減によりまして36万8千円の減。

負担金、補助及び交付金では、鳥獣被害防止対策協議会負担金は、新規の狩猟免許取得者がいなかったことや、くくりわな購入実績も少なかったことによりまして39万6千円の減。

次のページの7款、商工費、1項、2目、商工業振興費の事業区分、産業観光振興対策事業の負担金、補助及び交付金の産業観光振興協議会活動費負担金は、ふるさとまつりの

中止などによりまして595万7千円の減。

次に、8款、土木費になります。

下の表の8款、3項、1目、道路橋梁総務費の事業区分、道路橋梁一般事業の委託料、道路台帳整備業務は、執行残の19万8千円の減。

次に、2目、道路維持費の事業区分、町道維持管理事業の需用費、次のページの委託料、工事請負費はいずれも執行残による減額です。

原材料費につきましては、12月の降雨によりまして、砂利道が浸食を受けまして、そのことから補修用の原材料59万8千円を追加。

次に、3目、橋梁維持費の事業区分、橋梁維持管理事業、その下の表の8款、4項、1目、河川総務費の事業区分、河川維持管理事業はともに執行残による減です。

次のページの8款、5項、1目、公園費、事業区分、レクリエーション公園維持管理事業の報酬では、公園作業員の雇用人数が確保できなかったことから会計年度任用職員29万8千円を減。

需用費の光熱水費では、コロナによる緊急事態宣言のため、公園の開放が制限されたことから、電気、水道料金の執行残が見込まれることで12万円の減です。

次にその下の表の8款、6項、1目、住宅管理費の事業区分、町営住宅維持管理事業の備品購入費では、町営住宅等のストーブやボイラー等の故障に伴い取り替えが必要になることから80万円を追加。

次に、2目、住宅建設費の事業区分、幸栄団地整備事業の補償、補填及び賠償金では、移転者が見込みより少なかったことから27万円の減。

次に、9款、消防費です。

次のページの上の表の9款、1項、1目、消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金の487万7千円の減、内容につきましては、45ページの北見地区消防組合負担金の内訳をご覧ください。

まず、上の表の3款、1項、3目の事業区分、職員給与費の職員手当等では時間外勤務手当の減などによりまして50万円の減、共済費では掛率の改定によりまして15万6千円の減。

以下、各事業執行見込額の確定によるものでございます。

その下の3款、2項、3目の訓子府消防団費から次のページにまたがりませんが、中段の3款、3項、3目、訓子府消防施設費、一番下の表の9款、1項、1目、組合一括経費につきましても各事業執行見込額の確定によるものでございます。

9款、1項、2目の組合共通経費では、負担金、補助及び交付金で消防本部職員の人件費等の減に伴いまして233万7千円の減となっております。

次に、36ページに戻っていただきまして、9款、1項、3目、防災対策費の事業区分、防災対策事業の需用費では、Jアラートシステムの基盤が故障したため修繕が必要になったことから、修繕料9万8千円を追加。

4目、消防施設整備費の事業区分、消防庁舎等建設事業は執行残による減でございます。

次に、10款、教育費になります。

下の表の10款、1項、1目、教育委員会費の、次のページにもまたがりすけれども、2目、事務局費、いずれも執行見込額確定によるものでございます。

その下の2項、小学校費、1目、学校管理費の事業区分、学校一般管理事業の需用費の消耗品では、新型コロナウイルス感染症対策としまして、二酸化炭素濃度測定器、パルスオキシメーター、スチーム式加湿器、消毒液、仕切り用のビニール等を購入するため73万2千円を追加。

備品購入費では、顔認証サーマルカメラを購入することから66万円を追加。

次のページの事業区分、学校維持管理事業の需用費の消耗品では、居武士小学校の長机、児童用の机拡張器を購入することから15万3千円を追加。

燃料費では、灯油の使用量の増と値上がりによりまして25万9千円を追加、

修繕料では、学校設備の老朽箇所に伴う修繕のため37万9千円を追加、車両修繕料では、外部管理用の軽トラックの修繕が生じたことから12万円を追加。

光熱水費では、電気の使用量と料金の値上げに伴いまして141万1千円を追加、合わせまして232万2千円を追加。

工事請負費では、手洗い用自動センサー設置の執行残によりまして25万9千円の減。

備品購入費では、設備用備品の執行残20万5千円の減、居武士小学校ランチルーム用にFFストーブを購入することから25万7千円を追加、差し引き5万2千円の追加です。

その下の事業区分、臨時講師配置事業では、執行見込額確定による減額となっております。

次に、2目、教育振興費につきましても、ページまたがりですが、いずれも執行見込額の確定による減額となっております。

次に、その下の表の3項、中学校費、1目、学校管理費の事業区分、学校一般管理事業の需用費の消耗品では、新型コロナ対策用の二酸化炭素濃度測定器、パルスオキシメーター、消毒液、仕切り用ビニール等を購入するため19万6千円を追加。

備品購入費の校具等備品では、顔認証サーマルカメラを購入するため44万円を追加。

その下の、事業区分、学校維持管理事業の需用費の光熱水費では、電気料金の値上がりに伴い75万8千円を追加、委託料では、執行残によりまして19万7千円の減、工事請負費の学校施設等整備工事では、手洗い場の自動センサーを4か所設置するため26万4千円を追加。

次のページになりますが、大規模改修事業の工事請負費は執行残によりまして88万円の減。

次に、2目、教育振興費の事業区分、就学援助・奨励事業では、対象児童数の減により合わせて97万3千円の減。

次に、下の表の10款、4項、1目、こども園費の、次のページにまたがりですがけれども、10款、5項、1目、社会教育総務費は、いずれも執行見込額の確定による減額でございます。

次のページの2目、公民館費の事業区分、公民館維持管理事業の需用費の光熱水費では電気料金の値上がり等によりまして15万円を追加。

次に、3目、図書館費の事業区分、図書館維持管理事業の需用費の燃料費では、灯油の値上がりによりまして29万9千円を追加。

次に、その下の表の10款、6項、1目、保健体育総務費の事業区分、社会体育活動維持事業は執行見込額の確定による減額です。

次に、2目、体育施設費の事業区分、スポーツセンター維持管理事業の需用費の燃料費は灯油の値上がり、それから、光熱水費も電気料金の値上がりによりまして、合わせて81万1千円を追加。

次のページの事業区分、温水プール維持管理事業の需用費の燃料費につきましても、重油の値上がりによりまして134万2千円の追加。

次に、3目、給食センター費は、執行見込額確定によります減額となっております。

次に、その下の表の11款、公債費、1項、1目、元金の事業区分、長期債元金償還では、前年度借入額および利率の確定によりまして元金85万4千円の追加。

次のページの2目の利子の事業区分、長期債利子償還では、償還利率見直しによりまして198万円の減、

次に、その下の表の13款、給与費、1項、1目、給与費の事業区分、職員給与費では、退職者や育児休業取得などに伴う減額となっております。

49ページの給与費明細書につきましては、今回の補正に伴う内容となっております。

次に、5ページの歳入に移ります。

一番上の表の1款、1項、1目、町民税では、農業所得および専従者にかかる給与所得が減となることにより1,086万5千円の減。

次に、2番目の表の2款、3項、1目、森林環境譲与税では、税の算定結果に基づき2万2千円の減。

次に、3番目の表の10款、1項、1目、地方交付税では、普通交付税額の再算定による追加交付に伴いまして8,166万1千円を追加。

次に、一番下の表の12款、1項、1目、農林水産業費分担金では、現年度分の各事業費の確定に伴う減でございます。

次のページの真ん中の表の12款、2項、1目、民生費負担金では、広域入所市町村負担金、広域入所利用者負担金につきましては、それぞれ執行見込額の確定による追加。

2目、農林水産業費負担金は、現年分の各事業費の確定に伴う追加です。

次に、その下の表の13款、1項、4目、農業使用料の牧場使用料では、受入延頭数の減によりまして305万2千円の減。

次に、その下の7目、教育使用料のこども園使用料のこども園保育料、一時預かり保育料、子育て応援保育料、それぞれ対象者、利用者が見込みより多かったことから243万3千円の追加。

次のページの保健体育施設使用料では、スポーツセンター、パークゴルフ場、屋内ゲートボール場の利用者の減によりまして41万9千円の減。

次に、その下の表の14款、1項、1目、民生費国庫負担金の障害者福祉費負担金では、障害児通所給付費等の減によりまして負担金の減。

その下の国民健康保険基盤安定負担金では、保険者支援分にあたる負担金の確定による減。

その下の児童手当負担金では、事業の確定による減です。

その下の介護保険低所得者保険料軽減負担金では、低所得者に対する保険料の軽減対象額の実績に伴う減、合わせまして1,070万3千円の減です。

次に、2目、衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金では、ワ

クチンの小児接種にかかる経費129万4千円を追加。

次のページの14款、2項、1目、総務費国庫補助金の個人番号カード交付事業費補助金では、国から直接地方公共団体情報システム機構に支払う方法になったことに伴いまして176万6千円の減。

社会保障・税番号制度システム整備補助金では、歳出で説明しました、デジタル社会形成整備法の成立に伴う転入地への転出届に関する事前通知開始に対応するため、住民基本台帳システムの改修費の補助として173万4千円を追加。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、交付金充当事業の実績による調整および当交付金の目的である地域経済活性化等に対応する事業に充てることから1,461万2千円を追加、合わせまして1,458万円を追加。

次に、民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金では、子育て世帯生活支援特別給付金の実績によりまして105万円の減。

次に、衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金では、ワクチンの小児接種にかかる経費の補助86万7千円を計上。

次に、その下の4目、土木費国庫補助金の公営住宅整備事業費補助金、道路橋梁費補助金も対象事業費の確定等に伴いまして742万2千円の減。

次に、5目、教育費国庫補助金の特別支援教育就学奨励費補助金では、補助対象者の減、学校施設環境改善交付金では、補助対象経費の減。

それと学校保健特別対策事業費補助金では、歳出で説明しました、各小中学校で新型コロナウイルス感染症の予防を図るため、新型コロナ対策用の二酸化炭素濃度の測定器、パルスオキシメーターなどの消耗品や備品の購入に対する補助で、小学校費で90万円を計上、中学校費で45万円を計上、合わせまして78万1千円の追加。

次のページの14款、3項、1目、総務費委託金の衆議院議員選挙委託金では、執行経費の確定に伴う減。

その下の表の15款、1項、1目、民生費道負担金の国民健康保険基盤安定負担金では、軽減分と保険者支援分の負担金額の確定による減。

その下の後期高齢者医療保険基盤安定拠出金では、低所得者等の保険料軽減について道と町で負担するもので拠出額確定に伴う減。

その下の児童手当負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金は、それぞれ国庫負担金に連動したもので、合わせて175万8千円の減。

次に、2目、衛生費道負担金の未熟児養育医療費負担金では、対象となる医療費の増に伴いまして11万5千円の追加。

次のページの15款、2項、1目、総務費道補助金の森林環境保全整備事業補助金では、事業面積および補助単価の変更によりまして72万6千円を追加。

次の2目、民生費道補助金の多子世帯保育料軽減支援事業費補助金では、事業実績に伴いまして48万2千円を追加。

次に、4目、農林水産業費道補助金はいずれも対象事業費の減によるもので557万4千円の減。

次に、6目、商工費道補助金の消費者行政活性化事業負担金では、消費者啓発パンフレットとして、北海道消費者行政推進事業補助金の採択を受けたため10万円を計上。

次のページの15款、3項、1目、総務費の委託金の統計調査事務委託金では、国の交付金の算出単価の確定に伴いまして12万円の減。

その下の表の16款、1項、2目、利子及び配当金では、各基金利子確定により56万1千円の減。

一番下の表の16款、2項、1目、生産物売払収入の町有林産物売払収入では、木材価格の市況の上昇に伴いまして1,195万7千円を追加。

3目、物品売払収入では、図書館除籍図書等の売払い収入9千円を追加。

次のページの17款、1項、3目、民生費寄付金では、2件の寄付があり130万4千円を追加。

4目、教育費寄付金でも、2件の寄付がありましたことから12万9千円を追加。

次に、下の表の18款、1項、1目、財政調整基金繰入金は、補正予算一般財源の調整によりまして1億3,398万円を追加。

2目、社会資本整備基金繰入金から次のページの8目、森林環境譲与税基金繰入金につきましては、充当事業費の確定によるものでございます。

次に、下の表の18款、2項、1目、後期高齢者特別会計繰入金は、制度にかかる広報掲載によりまして2万9千円を追加。

2目、介護保険特別会計繰入金は、繰入金対象事業費の確定によりまして39万5千円の追加。

次のページの一番上の表、19款、1項、1目、繰越金は、前年度繰越金の留保分の追加となります。

その下の中段の表、20款、5項、5目、雑入の市町村振興宝くじ収益金交付金はサマージャンボ宝くじの交付金が交付されましたことから249万9千円を追加、がん検診等負担金、経営継承・発展支援事業補助金は、それぞれの実績に伴う減です。いきいきふるさと推進事業助成金は「姉妹まち締結20周年記念訪問団派遣交流事業」が助成対象として採択されましたことから100万円を計上、合わせまして241万1千円を追加。

次に、一番下の表の21款、町債につきましては、起債対象事業費が確定したことによる補正でございます。

最後に、別に配布の資料1では、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みをご覧いただきたいと思っております。今回の補正予算による基金積立の追加を行った後の一般会計の基金保有見込みは、右側の下から4行目にありますように41億1,174万6千円となっております。

また、資料2につきましては、投資的事業の財源内訳を含めた一覧表を作成しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上、令和3年度訓子府町一般会計補正予算（第17号）の内容について、説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第2号 令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書51ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書の51ページをお開き願います。

議案第2号 令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、

提案理由の説明をさせていただきます。

令和3年度訓子府町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるものとし、今回の補正は、第1条にありますように291万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,050万円とするものでございます。

2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、52ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりですので、ご覧をいただくこととしまして、内容につきましては、53ページ以降の事項別明細書により、説明をさせていただきます。

それでは、53ページの歳入から説明させていただきます。

1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、1月末におけます調定額の状況から推計しまして、1節の医療給付費分現年課税分は1,228万円を減額、3節、後期高齢者支援金分現年課税分は483万3千円を減額、5節、介護納付金分現年課税分についても598万2千円を減額するものでございます。

滞納繰越分につきましては、1月末におけます決算見込額により、医療給付費分は26万9千円を減額、後期高齢者支援金分は13万6千円を追加、介護納付金分は8万7千円を追加するものでございます。

次に54ページ、2款、1項、1目、保険給付費等交付金、1節、普通交付金につきましては、令和2年度の保険給付費等交付金の確定による追加交付分と1月末歳出の2款、保険給付費の決算見込額により216万7千円を追加し、2節、特別交付金の特定健康診査等負担金につきましても、負担金算定見込みにより16万円を追加するものでございます。

4款、1項、1目、財政調整基金繰入金につきましては、前期高齢者交付金等の返還分等を計上していましたが、農業所得等の減少による税収の減により、国保会計の収支不足を補填するため1,986万7千円を追加するものであります。

これにより、別紙の資料1 基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思っておりますけれども、表の下から3段目、国保財政調整基金の令和3年度末の基金保有額は5,024万7千円となる見込みでございます。

54ページに戻りまして、2項、1目、一般会計繰入金につきましては、それぞれ繰入金の決算見込等により、1節の保険基盤安定繰入金につきましては、総額で33万6千円を減額。

2節の出産育児一時金繰入金につきましては168万円を減額。

4節のその他一般会計繰入金につきましては67万5千円を減額するものでございます。

55ページになります。

6款、諸収入、3項、雑入、2目、第三者納付金は、交通事故等による治療費について、本町の療養給付費で負担していた分の返還が第三者からあったことから68万7千円を追加するものです。

7款、1項、1目の社会保障・税番号制度システム整備補助金は、マイナンバーカードが健康保険証として利用できる制度周知にかかる経費が補助対象となったことから3万5千円を追加するものでございます。

次に、56ページ歳出になります。

1款、1項、1目、一般管理費の8節、旅費につきましては、新型コロナウイルス感染

拡大等の影響により会議の中止やリモートによる会議となったことから20万9千円を減額するものです。

2款、1項、2目、療養費につきましては、1月末現在の決算見込みにより17万3千円を減額するものです。

次に、3款の国民健康保険事業費納付金は、道に納めます納付金額の確定により、1項、1目、医療給付費分は147万9千円を減額、2項、1目、後期高齢者支援金等分は46万6千円を減額。

57ページになります。

3項、1目、介護納付金分は19万3千円を減額するものであります。

6款、1項、1目、特定健康診査等事業費の12節、委託料の健康診査業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健診の受診者数が減少したことから75万8千円を減額するものです。

2項、1目、保健事業総務費の8節、旅費は、新型コロナウイルス感染症の影響により研修が中止になったことから5万4千円の減額、12節、委託料の独自健診業務についても、新型コロナウイルスの影響により受診者数が減少したことから18万9千円を減額、18節、負担金、補助及び交付金は、脳ドックにかかる健康診査助成金ですが、決算見込みにより10万2千円を減額するものでございます。

8款、1項、3目、償還金の22節、償還金、利子及び割引料の特定健康診査等負担金償還金につきましては、令和2年度に交付を受けております特定健康診査等にかかる負担金につきまして、実績より超過交付をされておりましたので、この超過交付金分を返還するため70万7千円を追加するものであります。

以上、令和3年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第3号 令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書59ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書の59ページをお開き願います。

議案第3号 令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和3年度訓子府町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるものとし、今回の補正は、第1条にありますように253万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,276万7千円とするものであります。

2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、60ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですのでご覧をいただくこととし、内容につきましては、61ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

61ページの歳入から説明させていただきます。

1款、1項、2目の普通徴収保険料につきましては、1月末におけます調定額の状況から推計しまして124万8千円を減額するものでございます。

2款、1項、1目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減の公費負担分が当初見込みより減となったことから81万6千円を減額。

2目の事務費繰入金につきましては、広域連合事務費納付金の令和2年度の精算に伴い納付金が確定したことにより38万8千円の減額と、歳出で説明いたしますけれども、一般会計から繰り入れることとしています1款、1項、1目の一般管理費に計上している事務経費11万7千円の減額、これら合わせまして50万5千円を減額するものでございます。

3款、1項、1目、繰越金につきましては、出納整理期間中に収納のありました令和2年度分の保険料を後期高齢者医療広域連合に納付するため、前年度繰越金7千円を追加するものであります。

62ページになります。

5款、1項、1目の特別調整交付金につきましては、制度周知のための広報経費にかかる交付金としまして補助金が確定しましたことから、新たに科目を新設し、2万9千円を計上するものでございます。

63ページの歳出になります。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費の8節、旅費につきましては、新型コロナウイルスの影響で会議の中止、書面開催となったことにより11万7千円を減額するものです。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金の18節、負担金、補助及び交付金の事務費納付金は、広域連合の事務費精算に伴い38万8千円を減額、保険料等納付金につきましては、保険料額の減により205万7千円を減額、合わせまして244万5千円を減額するものです。

3款、2項、1目、一般会計繰出金の27節、繰出金につきましては、歳入の交付金で説明した制度周知のための広報経費に対して交付される特別調整交付金を充当するもので、一般会計で支出しています町広報誌に制度周知のための記事を掲載しており、その経費分として2万9千円を一般会計に繰り出しするため追加するものでございます。

以上、令和3年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第4号 令和3年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案書64ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書の64ページをお開き願います。

議案第4号 令和3年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

令和3年度訓子府町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるものとし、今回の補正は、第1条にありますように137万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,161万7千円とするものであります。

2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、65ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですのでご覧をいただくこととし、内容につきましては、66ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

66ページの歳入から説明させていただきます。

2款、1項、1目、介護給付費負担金現年度分につきましては、居宅介護サービス費や介護予防サービス費等の保険給付費の1月末見込額により、国の負担割合相当額の9千円を減額、過年度分は令和元年度の介護給付費負担金の再確定により、追加交付分としまし

て4千円を追加するものであります。

2項、1目、調整交付金につきましては、居宅介護サービス費や介護予防サービス費等の保険給付費の実績見込みにより288万7千円を追加するものであります。

2目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、地域支援事業に要する費用の減額により34万2千円を減額し、3目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても、同様の理由で5万6千円を減額するものであります。

4目、保険者機能強化推進交付金につきましては、交付金額の確定に伴い1万4千円を追加。

5目、介護保険保険者努力支援交付金につきましても同様の理由により1万8千円を減額するものであります。

7目、災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度下がった被保険者の介護保険料をそれぞれ減額しましたが、減額分のうち6割分が措置されますことから、新たに科目を新設し4万8千円を計上するものであります。

67ページになります。

8目、特別調整交付金につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度下がった被保険者の介護保険料の減額に対する財政支援でございますけれども、調整交付金の特別枠としまして、7目、災害等臨時特例補助金で措置されない残りの4割分が措置されることから、こちらも科目を新設し、4万円を計上するものであります。

3款、1項、1目、介護給付費交付金につきましては、保険給付費見込額の増により60万円を追加するものであります。

また、2目、地域支援事業支援交付金につきましては、事業に要する費用の減額により37万円を減額するものであります。

4款、1項、1目、介護給付費負担金につきましては、施設介護サービス費の保険給付費見込額の増により、道の負担割合相当額の73万円を追加。過年度分は平成30年度の介護給付費負担金の再確定により、追加交付分としまして9千円を追加するものであります。

2項、道補助金、1目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、地域支援事業に要する費用の減額により17万1千円を。

68ページになりますけれども、2目、地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても、同様の理由で2万8千円をそれぞれ減額するものであります。

次に、6款、1項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、今年度会計の収支不足分を基金から繰り入れしてありますけれども235万9千円を減額するものであります。

これにより、別紙の資料1、財政調整基金保有状況（見込）をご覧くださいと思いますけれども、表の下から2段目になります。介護給付費準備基金の令和3年度末保有見込額は1,246万5千円となる見込みでございます。

68ページに戻りまして、2項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金の1節、介護給付費繰入金は保険給付に要する費用の町負担分でございますけれども、保険給付費見込額の増により12万8千円を増額。

2節、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）繰入金は、地域支援事業に要する費用の町負担分ですが、見込額の減により17万円を減額。

69ページになります。

3節、地域支援事業（包括的支援・任意）繰入金につきましても、同じく事業に要する費用の見込額の減により2万7千円を減額。

4節、その他一般会計繰入金の事務費繰入金につきましても、事務費の減により40万7千円を減額。

5節、低所得者保険料軽減繰入金は、第1段階から第3段階までの保険料軽減にかかる国等の負担金額の確定により32万4千円を減額するものでございます。

8款、3項、3目、返納金につきましても、北見市内の介護事業所で介護サービス費の不適切な受給があったことから、これにかかる返還金としまして119万3千円を追加するものでございます。

次に、70ページの歳出について説明させていただきます。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費の8節、旅費につきましても、各種説明会や研究会が中止・リモートによる開催となったことから10万7千円を減額。

18節、負担金、補助及び交付金の求人広告費補助金は、特別養護老人ホームなどの事業所からの求人広告費の申請がなかったことから30万円を減額するものでございます。

2款、1項、3目、地域密着型介護サービス給付費につきましても、通所介護サービスの利用者数の減によりまして96万3千円を減額。

5目、施設介護サービス給付費につきましても、介護老人福祉施設利用者の増により576万8千円を追加。

8目、居宅介護住宅改修費につきましても、申請件数が少なかったことから40万6千円を減額するものです。

71ページになります。

2項、6目、介護予防住宅改修費につきましても、申請件数が少なかったことから94万2千円を減額し、4項、1目、高額介護サービス費につきましても、高額介護サービスに該当する対象者の増によりまして、40万円を追加。

6項、1目、特定入所者介護サービス費は、要介護者で所得が低い施設利用者の食費・居住費を軽減するための補足的給付でございますけれども、対象者の減により、163万8千円を減額するものです。

3款、1項、1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましても、決算見込みにより、12節、委託料のうち、サービス計画作成業務は21万5千円を減額、18節、負担金、補助及び交付金の訪問介護・通所介護の介護予防・生活支援サービス事業費105万円を減額し、72ページになります。2目の一般介護予防事業費につきましても、7節、報償費は、新型コロナウイルス感染症の影響により地域での集まりが自粛されたことで歯科衛生士による口腔ケアの取り組みや作業療法士等による地域リハビリテーション事業ができなかったことにより5万9千円を減額、8節、旅費は、新型コロナウイルス感染症の影響で介護予防の研修会がリモート開催となったことから4万5千円を減額するものでございます。

2項、包括的支援事業・任意事業費、1目、総合相談支援事業費につきましても、コロ

ナウイルス感染症の影響により研修会がリモート開催となったことから、旅費3万9千円を減額、18節、負担金、補助及び交付金は5千円の減額、27節、繰出金は、1目の総合相談支援事業、3目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、4目の地域包括支援センター運営費、9目、任意事業費の減額に伴い、一般会計の方に繰り出ししている地域包括支援センター職員の人件費充当分としまして3万9千円を追加するものであります。

3目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の8節、旅費につきましては、コロナウイルス感染症の影響により主任介護支援専門員研修会がリモート研修となったことから3万9千円を減額、4目の地域包括支援センター運営費の1節、報酬は、地域包括支援センター運営協議会がコロナウイルス感染症の影響で書面協議となったことから3万6千円を減額、8節、旅費についても研修会や意見交換会が中止となったことから4万5千円を減額するものであります。

6目、認知症総合支援事業費の8節、旅費は、認知症地域支援推進員ネットワーク会議や認知症カフェの視察を取りやめたことにより4万4千円の減額。

73ページ、7目、在宅医療・介護連携推進事業費の7節、報償費は多職種連携による講演をリモート開催としたことから10万円を減額。

9目、任意事業費の8節、旅費は、認知症サポーター養成研修が参加者多数で選考されなかったことから3万9千円の減額、18節、負担金、補助及び交付金につきましては、実績見込みにより家族介護用品購入費助成金1万9千2百円を減額するものです。

4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、歳入で説明しましたが、介護サービス費の不適切受給の返還分と令和2年度の支払基金交付金額の確定により予定していました返還金に残額が生じたので、これら合わせて270万3千円を追加し、基金に積み立てるものでございます。

6款、1項、2目、償還金につきましては、ただいま説明しました支払基金交付金額の確定により、返還金に執行残が生じることから163万円を減額するものでございます。

以上、令和3年度介護保険特別会計の補正予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次に、議案第5号 令和3年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案書75ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 議案書75ページになります。

議案第5号 令和3年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提

案理由の説明をさせていただきます。

令和3年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、次に定めるものとしまして、第1条、第1項では、歳入歳出それぞれ933万5千円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3億9,099万円とするものであります。

第2項では、歳入歳出予算の補正に関連する区分ごとの金額については、次ページの第1表 歳入歳出予算補正によることとしておりますが、その内容につきましては、77ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

第2条では、地方債の補正については、76ページの第2表 地方債補正によることとしておりますので、ご覧ください。内容につきましては、3本の事業の借入限度額を補正するものです。なお、起債の方法および利率については変更ございません。

それでは、77ページから事項別明細書について、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、主に農業集落排水事業と個別排水処理施設整備事業の事業費確定見込に伴う補正となります。

まず、歳入になりますが、3款、1項、1目、国庫補助金263万3千円の減額につきましては、農業集落排水施設整備更新事業の事業費確定に伴い、不用額を減額するものです。

4款、1項、1目、一般会計繰入金であります。今回の補正算定により超過となった一般会計からの繰入金を370万2千円減額するものです。

7款、1項、1目、農業集落排水事業債につきましては、事業費の確定に伴いまして下水道債130万円、過疎債130万円、合わせて260万円の減額となります。

2目の個別排水処理施設整備事業債につきましても、事業費の確定により下水道債が30万円減額となります。

同じく、3目の公営企業会計適用債につきましても、事業費の確定により10万円減額となります。

次に78ページの歳出になります。

1款、1項、1目、一般管理費の38万6千円の減額につきましては、旅費の不用額28万6千円減と委託料で地方公営企業法適用業務委託料の確定による執行残10万円の減額となっております。

同じく、2項、1目、農業集落排水管理費の269万6千円の減額につきましては、役務費、手数料で汚泥引抜き手数料ですが、農業集落排水管理センターの脱水機の更新工事により汚泥の脱水ができなくなることから、脱水前汚泥を北見市のスクラムミックスセンターで処理することとしておりましたが、工事期間中の雨量が少なかったことなどから処理施設への流入水量が少なく、運転調整で処理槽に溜め込むことができたため、搬出汚泥がありませんでしたので、不用額88万円の減額。

委託料では、汚泥堆肥処理の搬入量減により70万円の減と、役務費、手数料で説明いたしました脱水前汚泥を北見市のスクラムミックスセンターで処理する経費65万4千円の減を含め135万4千円の減額。

工事請負費では、公共汚水柵設置工事の執行残46万2千円の減額となっております

同じく、2目、個別排水管理費の40万円の減額につきましては、委託料、浄化槽保守点検業務委託料の執行残となっております。

2 款、1 項、1 目、農業集落排水事業費の 5 1 0 万円の減額につきましては、工事請負費で事業費確定に伴う執行残となります。

次に、7 9 ページになります。

同じく、2 目、個別排水処理施設整備事業費の 6 2 万 9 千円の減額につきましては、委託料で実施測量業務委託料の確定に伴う執行残 2 0 万円の減額。

工事請負費では、個別排水処理浄化槽設置工事費の確定に伴う執行残 4 2 万 9 千円の減額となります。

3 款、1 項、1 目、元金につきましては、長期債元金で元利均等償還の利率変更に伴い 5 千円の増額となるものです。

同じく、2 目、利子につきましても長期債利子が 5 千円の減額となるものです。

なお、一時借入金利子につきましては実績がありませんでしたので、全額の 1 2 万 4 千円を減額するものです。

次の 8 0 ページの地方債の現在高の見込みに関する調書ですが、今回の補正に伴いまして令和 3 年度末現在高見込額は 3 0 0 万 5 千円減の 6 億 4, 5 8 1 万 8 千円となります。

また、別冊資料 3 で、今回の補正予算にかかります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ます

以上、令和 3 年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第 6 号 令和 3 年度訓子府町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についての提案理由の説明を求めます。議案書 8 1 ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 議案書 8 1 ページをお開きください

議案第 6 号 令和 3 年度訓子府町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明をさせていただきます

第 1 条では、補正予算（第 1 号）を次のとおり定めることについて。

第 2 条では、水道事業会計予算の第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとしまして、収入の第 1 款、水道事業収益では、第 2 項、営業外収益を 8 5 万 2 千円減額し、水道事業収益の総額を 1 億 7, 2 6 2 万 6 千円とするものです。

支出の第 1 款、水道事業費用では、第 1 項、営業費用を 7 9 6 万 3 千円減額、第 2 項、営業外費用を 1 7 万 3 千円減額し、水道事業費用の総額を 1 億 3, 6 0 2 万 9 千円とするものです。

次に、第 3 条では、予算第 4 条、収入不足補填額である本文括弧書中の 3, 3 7 8 万 3 千円を 3, 1 8 3 万 4 千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです

収入では、第 1 款、資本的収入の第 1 項、企業債を 8 3 0 万円減額、第 3 項、補償金を 1 4 6 万 7 千円減額し、資本的収入の総額を 6, 4 3 1 万 5 千円とするものです。

支出では、第 1 款、資本的支出の第 1 項、建設改良費を 1, 1 7 1 万 6 千円減額し、資本的支出の総額を 9, 6 1 4 万 9 千円とするものです。

次のページ、第 4 条では、予算第 5 条に定めた企業債の事業ごとの限度額を表のとおり

改め、限度額の総額を4,040万円とするものです。

次に、第5条では、予算の第7条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を3万6千円減額し2,824万1千円とするものです。

次に、第6条では、予算の第8条に定めた他会計からの補助金の金額を85万2千円減額し2,880万1千円とするものです。

次の83ページ、水道事業会計予算実施計画（説明書）になります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものであり、内容の説明をさせていただきますが、通常の執行残による減額の部分については、説明を省略させていただきますので、予めご了承いただきたいと思います。

(1) 収益的収入及び支出ですが、収益的収入の1款、2項、営業外収益の2目、他会計補助金の人件費補助につきましては、下水道事業との業務割合を勘案して一般会計から補助金として補填を受けるものでありますが、主に昨年4月の人事異動による業務割合の変更に伴い、その見合い分の人件費補助85万2千円を減額するものです。

次に支出ですが、1款、1項、1目、原水及び浄水費につきましては、実績見込みに伴う執行残472万6千円の減額になります。

中ほどにあります賃借料62万5千円の減額は、緊急的な対応としての重機借上がなかったことによる減額。

修繕費152万円の減額は、各施設の機器修繕が少なかったことによる86万円の減額と、開盛浄水場のろ材交換修繕の執行残66万円の減額。

負担金41万円の減額は、鹿の子ダム維持管理負担金の確定による減額でございます。

2目、配水及び給水費につきましても、実績見込みに伴う執行残322万5千円の減額となります。

特に、材料費240万円の減額は、水道メーター器購入の入札の結果、単価が安価となったことと故障分のメーター器の購入が少なかったことによる減額でございます。

3目の総係費では、総額で13万8千円の減額でございますが、実績および精算に伴う執行残の減額となります。

4目、減価償却費、5目、資産減耗費につきましては、額の確定見込みにより、説明欄のとおり増減となっております。

次に、2項、営業外費用につきまして、1目、支払利息の企業債利息17万3千円減につきましては、令和2年度借入利率確定による1万2千円の減額と、一時借入金利息につきましては、借入を起こさなかったことにより18万5千円を減額するものです。

次のページ、(2) 資本的収入及び支出ですが、今年度の予定工事が完了し、事業費が確定したことに伴います収入及び支出の補正になります。

まず、収入ですが、1款、1項、1目、建設改良等に充てるための企業債では、老朽管更新事業2件と道道北見置戸線支障物件移設事業の事業費確定に伴い、説明欄にあるとおり起債借入額を補正するものですが、全体で830万円を減額するものです。

次の3項、1目、補償金では、道からの工事に対する補償費を工事費確定に伴い補正するもので、今年度は補償工事2件実施しており、説明欄の増減により、全体では146万7千円を減額するものです。

次に、支出ですが、1款、1項、1目、施設改良費では、主に設計精査による工事費の減

と入札執行による執行残となっており、全体では1, 121万5千円の減額となっております。

2目、固定資産購入費50万1千円の減額は、水道メーター器の購入で、入札の結果、単価が安価となったことと、新設が少なかったことにより執行残を減額するものです。

次に85ページの「キャッシュ・フロー計算書」につきましては、活動ごとの現金の流れを見るための報告書になりますが、1の業務活動では、プラス5, 835万7千円、2の投資活動では、マイナス1, 934万7千円、3の財務活動では、マイナス876万4千円となり、トータルの資金増加は3, 024万6千円となりまして、資金期末残高は5億7, 977万5千円となっております。

次に、86ページの「給与費明細書」は上下水道事業経営審議会委員報酬を3万6千円減額することに伴うものです。

また、別冊資料4では、今回の補正予算にかかります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、令和3年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の質疑、討論、採決に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

最初に議案第1号の質疑を許します。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

1番、余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。一つだけお願いします。18ページ、企画費の中の委託料、高齢者ハイヤー利用サービス業務、マイナス269万3千円がありますが、これは結構大幅に減っていると思うんですけども、利用者数の登録が減っているのか、利用回数が減っているとか、何かこんだけ減ることの要因として何を考えているのか、お知らせください。

以上です。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） ただいま、18ページの企画費の地方交通対策事業の高齢者ハイヤー利用サービスのマイナス、予算が減になっている理由のお尋ねでしたけれども、回数で言いますと12月末現在でいうとですね、前年比で、前年が6, 464件、4月から12月までありました。今年度ですね、4月から12月までで件数でいいますと7, 010件と件数自体は多いんですね。ただ、委託料につきましては、若干全体でいうと低いので、長い距離を乗っている方が少なく、短い距離を乗っている方が多かったのかなというふうな推察ができます。その後、1月、2月でいいますと、やはり件数は前年と比べると多い傾向にございますので、引き続き同じ傾向が表れているというふうに思っております。全体としましてはですね、やはりコロナの影響で若干当初の見込みより利用回数

が減っているのではないかというような分析をしておりますが、聞き取った訳ではないので、あくまでも見込みということで、お答えさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。それでは、一つ、二つ、ちょっと質問させていただきます。

ページ数でいきますと、22ページになります。民生費の社会福祉費、そしてその中の社会福祉総務費に関することです。その囲みの中の最上段にあります負担金、補助及び交付金の中で100万円減額、これはきらきら本舗の対する当初の予算が100万円減額ということで整理されておりますけれども、この説明については、国からの補助金もあってということなんですが、この国からの補助金というのは、何年ぐらい、これが入るような予定になっているのか、そこら辺、きらきら本舗との話し合いとか協議の中でどういうふうな見通しを持たれているのかということが一つと、もし仮に、この国からの補助金のようなものが切られたとか、該当ならなかった場合の対応については、どのような話し合いがされているのかをちょっと伺いたしたいと思います。これが1点です。

それから、ちょっとページが進みまして、ちょっと後ろの方に入ります。教育費に関することになります。教育費の中の第10款、教育費、第2項、小学校費の中の学校管理費、この中でこれは小学校費とその後、同じような項目で中学校費にも同じように関わってきますので、これは39ページの教育費の中学校費、学校管理費、これも学校一般管理事業の中の項目になりますけれども、消耗品と備品購入費ということで説明がありました。この例えばCO2のモニターというんですか、そのこととオキシメーター、それからサーマルカメラということの説明がありましたけれども、この使い方、小学校も中学校も含めて、どのような使われ方をするのかということと、合わせて効果というのかな、これを導入することによる効果をどのように見込んでおられるのかということをお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） まず、1点目、ページ、22ページですけども、3款、1項、1目、社会福祉総務費の社会福祉一般事業、負担金の部分できらきら本舗運営事業補助金100万円の減という部分のご質問で、まず1点目の国からの補助は何年なのかという部分でございますけれども、一応、本年から3年間というふうにお聞きしてございます。それともう1点、該当とならなかった場合の町の対応はどうかというご質問でしたけども、もしこの補助金に該当されなければ予算計上どおりということで考えておりました。

以上です。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ページ、37ページの10款、2項、1目、学校管理費の学校一般管理事務、小学校費のですね、それと39ページの10款、3項、1目、中学校費の学校一般管理事業のCO2モニター、それからオキシパルスメーター、それからサーマルカメラ等の使われ方と効果についてということでのご質問でした。

使われ方、代表的な三つが出ましたので、この部分ですが、CO₂モニターにつきましては換気、二酸化炭素の濃度を測るということで、教室ですとか特別教室等で換気が適切に行われているかどうかを測ってまして、濃度が高くなると警告をして換気をするようにというような形でお知らせをしてくれると。教室の方で使うような形になっています。それからパルスオキシメーターにつきましては、血中酸素濃度の測定ということで、養護の先生が保健室等で使うということで、そんな事態になったらもうすぐに親御さんと呼んでということなんですが、一応、養護教諭の方からコロナ対策ということもあってですね、このメーターを要望したいということでしたので、学校要望に応じて今回購入する次第です。それからサーマルカメラにつきましては、公共施設等でも使っています。学校でも子どもたちはもちろんですが行事等もいろんな方の出入りをされるということで、画面にいつてこう温度を測定をして何かあればこう警告をいうというような形のものを購入する予定でございます。

効果につきましては、どれもコロナ対策ということで国の学校関係の補助金を活用しながらですね、着実に学校運営がスムーズに行えるようにということの意味合いでございますので、このようなものを活用しながらですね、学校運営に図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 2回目で最後なんですけど、再質問みたいな形になりますけれども、22ページのきらきら本舗に対する補助金の関係で3年間は国の補助があるだろうということですが、3年を過ぎたあとの運営の収支状況というのは、なかなかつかみづらいところがあるんですけども、もし仮に、なかなか厳しい状況が3年この補助金の切れた3年後の問題として、前段でこれのためにいろいろ話し合いもされてこういう100万円という補助の制度が、いわゆる予算もとっていただくような形になったんですが、この補助が切れた時の相手側との協議というか、そういうことも可能だというふうに捉えておいていいのかどうか。もうこれは全部この補助金が3年間入ることによって、その後のことはもうなしというかチャラというか、そういうことになるのかどうか、その辺の相手方との協議がどうなっているのかをちょっとお聞きしたいなど。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） ただいま、きらきら本舗の補助金の関係で、国からの補助金が終わったあとの町の対応という部分のご質問でございましたけども、現状ですね、きらきら本舗さんとはそういった部分でお話はしていない状況でございます。行政の方としても3年間ずっと当たるという部分でお聞きしておりますので、その後、それが終わった段階でまた収支状況とかですね、きらきら本舗さんの収支状況等を踏まえて、またちょっと協議させていただければというふうに考えてございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。工藤議員と被っちゃたけども、ちょっと違う角度から聞きたいと思います。

22ページのきらきら本舗の100万円ですけども、これからのことは一般質問になっちゃうから、あえて私は聞きませんが、今回の100万円を予算化して削除するということは、結果的に良かったということの表れだと思いますけども、この3年間続く国の補助金って一体いくらなんですかね。町は100万円見積もりしましたよね、国からきたからと言って100万円を落としたということは、普通に考えたら100万円以上の補助金がなかったら100万円を落とす理屈にならないと思いますけども、その辺の経過について聞きたい。

それとこれも被っちゃったんだけど、37ページからはじまる小中学校の校内の備品、これは確か財源が新型コロナの予防の関連だったと思いますけども原資は。その中で顔認証という説明が何度も提案説明の時にあって、顔認証とコロナの予防が何関係あるのかなと思ってたら、よく玄関にある体温計だということでもありますからね、予算説明にあたっては正確な情報を伝えてほしいという印象を強くしました。それで何を聞きたいかという学校、限られたお子さんたち、父兄さん、先生が出入りする学校でさえ、これを財源に置きますよね。なぜ本体の役場に財源があるのに置かないんですか。エラーの出るやつをいつまでも置いているんでしょうかね。私は入ってきて一度も温度正しく図られたことないですよ。冬は特に。財源があるのになんで不特定多数の多くの人が集まる役場に置かない、ちょっと一般質問化しているから、ちょっとこれ以上言いませんけども、言わんとすることは分かってもらえると思うんですけども、収入と実際使う見合いの中であえてここで聞かせてもらいます。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） まず1点目、22ページのきらきら本舗への補助金の関係のご質問でございます。これは予算化して、今回減額補正ということでしておりますけども、その経過でございますけども、予算計上した時点できらきら本舗さんとお話、協議させていただいて、うちの方ではそういった国へ申請事業は上げているということは事実として知りませんでした。その後、確定してからうちの方に報告があったという経緯でございます。それで国からの補助金ですけども、先ほど3年間と言いましたけども、初年度が185万、2年目が150万、3年目が50万という補助金が出るということを伺ってございます。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 今、37ページの学校の備品の関係で顔を写す温度計の関係で役場の方でなぜそういうものを整備しないかというようなお話だったかと思います。一応、一番最初に入れてたようなやつはかなり精度の低いものでして、後からも少し導入して若干精度は上がっております。いわゆる学校の方で入れている顔認証と言われている、顔を写し温度を測るものについても役場にも実はあるんですけども、そちらは行事用として使っています。ちょっとそれは内側に入っているんですけども、もし今後そのような感じで、まだこれからも精度が低いとか、そういうことになりましたら、現在のところ、また5月とか6月にコロナの財源で補正等を検討しておりますので、その中で検討していければなというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 一つ目の質問ですけども、国からの3年間は大体100万円を

結果としてね、結果として平均とると超えて充足するような数字で、ああ良かったなと思っております。足りなかったらちょっとね、理屈が合わないなど。それで工藤さんも心配されたことにつながっていくのではないかと思いますんでね、要は二人の質問はおそらく、私の質問ははっきりしてますけど、経営が苦しいきらきら本舗にはじめて議会としても話し合いをもってね、その要望に基づいて活動して町もご理解をいただいて、予算化された訳ですから、別に単年度の話ではないということだと思えますよね。だからその3年目がもう50万に減るということもありましたんでね、引き続き、きらきら本舗の経営状況、活動状況においては十分留意なさせて、今後も対策をとられるということで理解してよろしいかということをご端的に一つ聞きたい。

それと二つ目、どきどきしながら質問したら議長もとめない、行政も一応認めて答弁いただいで大変ありがたかったんですけども、学校は子どもだということで優先した訳ではないと思います。やっぱり感染防止という観点から必要だから予算化したということでもありますんでね、まだ今後追加の予算というか、国からの資金もあるようですから、今の機器設置している機器が駄目なのははっきりしています。そして良いのを行事で使っているって、ここにもう答えは出てますから、行政が答えているのと一緒でありますからね、ぜひとも前向きに対応をするということをご答弁いただければありがたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） ただいま、きらきら本舗への補助金の関係につきましてお話がありましたけども、これについては、毎年、毎年の運営状況ですとか、そういったこともよく協議させてもらいながら、必要に応じて予算化していきたいと。ただまあ、その3年後のことまで確約できるとかという、債務負担はできませんので、そういう話にはならないかと思えますのでご理解いただきたいと思います。

それと学校の方で今回導入しようとするサーマルカメラですとか、そういったことについては、この歳入の中の内ですね、ちょっと一般の新型コロナの交付金とはまた別の学校保健特別対策事業費補助金というんですか、そっちの方の別枠での補助ということで学校の方が優先して整備されているということになっております。新型コロナの関係のコロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましてはですね、先ほど総務課長からもお話ししましたけども、まだ5千万ぐらい残っていますので、それと庁舎の中の内ですね、執務室なんかの、今後ちょっとパーテーションなんかも今、検討しているものですから、それらも含めて整備の方、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

2番、西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。17ページの総務費、2款、1項の積立金のところでお伺いをしたいと思います。これ将来に向けて積立金をしている訳ですが、減債基金積立金、それから社会資本整備資金積立金、その下の地域活性化基金積立金、この目的をお伺いしたいんですが、減債基金に関しましては緊防災に充てるとか、それから地域活性化に関しては将来の各種システムの電子行政に使うんだというような説明があったんですが、地域活性化に関して寄付があったという、確かそういう答えも聞いたような気がするんですが、この詳細をまずお知らせ願ひたい。それが1点。

もう1点は、その下にありますが、2款、1項、4目の公有林管理費の中の町有林整備

事業、これ減になっております。264万3千円の減になっておりますが、事業量の減という説明があったんですが、これは人員が確保できなかったという理由なんです、これは非常に町有林の整備に関しては切ったところにまた造林をして事業を継続するんだということだと思うんですが、これは1年でも早くやっぱり造林をしなきゃ駄目だというような状況かと思うんですが、そこら辺の説明をお願いをしたい。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） まず最初ですね、基金積立金に関連しまして、寄付の説明をもう少し詳細にということでしたので、その部分についてお答えいたします。寄付につきましては、まず民生費寄付金のところと関連しまして2件あって、この1件は明治安田生命という生命保険会社から30万4千円ありました。もう1件はですね、個人からなんです、これは名前は公表しないでほしいということがございましたので、1件、個人から100万という関係がございます。それとですね、別のところで教育費指定寄付金がこちら2件ございまして、2件でですね13万円あったんですけど、当初から千円科目計上している関係で12万9千円となつてございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 17ページ、2款、1項、4目の公有林管理費の町有林整備事業の造林の部分、これにつきまして、造林事業の労務不足によりというようなことで説明いたしましたところ、具体的にちょっと細かいとこ申し上げますと、年度当初、この準備地拵えということで14.47haを計画しておりました。ただし、先ほど申し上げました労務が確保できないと。そういった事情もありまして10.99haに減らして実施をしたというようなことで、こういったことが減額の理由になってまして、その内訳としまして、駒里で皆伐の跡地がございます。そこをやるような予定でおったんですけども、それを一部、令和4年度に先送って実施するということで、今、計画をしております。議員言われたとおり1年でも早く造林をすべきというようなことで、こちらとしても対応いたしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

8番、谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。まずですね、3の2の1なんです、子ども医療費のことで、24ページで子ども医療費とひとり親医療費の助成ということで、昨年より子ども医療費で11%ぐらい、ひとり親医療で23%ぐらい増加していると思うんですが、それは病院に行った子どもたちが多かったのかなということはあるんですが、27ページの子どもの予防保健事業ということで、インフルエンザの予防接種がですね、人数が減ったということがあげられていまして、確か475名の予算のところ197名しか受けていないんだと思うんですが、この要因として本当に受ける子が少なかったのか、それとも予防のワクチンが足りなくて受けることができなかったのか、そちらが分かれば教えていただきたいなと思っております。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 24ページ、子ども医療費とひとり親の医療費、医療費が増えている、受診者が増えたという部分のご質問でしたが、議員おっしゃるとおりです。

ね、子ども医療費で言いますと当初目標にしていた予算で計上していた時には444人、子ども医療費の対象者がおりましたけども、実際、R4年の2月では509人に人数も増えているということで医療費もその分医療にかかったお子さんたちが多かったという部分で増えているというようなことが考えられます。ひとり親につきましても、もともと130人、子どもが79人で親が51人でしたけども、本年の2月現在では149人ですね、子どもが92人、親が57人ということで、対象者も増えているということで医療費が伸びたというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） ページ数27ページ、4款、1項、2目、子ども予防保健事業の中の予防接種業務84万2千円の減の関係の説明の中でインフルエンザ等が減っているということの要因としてどういうものかという形のご質問でした。ここの予防接種業務の減額の理由といたしましては、予防接種業務全般の執行残となりますけども、主にインフルエンザワクチンの全国的なスタート時の供給不足による接種者の減ということが主な大きな要因となります。インフルエンザワクチンにつきましては、接種期間11月1日から1月31日までということで期間を設定して接種の助成等を行ってまいりました。その中でスタート当初の供給量不足により病院等においてもインフルエンザワクチンがないという形の状況が続いたということで対応といたしまして、地元医療機関と協議して子ども優先接種の日というのを3日ほど設定、または町外の医療機関でも助成を対象とした形で進めさせていただきました。その結果の部分ですけれども、町内の接種回数でちょっとお話いたします。令和3年度11月から1月までで町内で208回、町外で41回、合わせて249回の接種となっています。昨年なんですけれども、回数で合計で256回の接種と。ほぼ昨年と同じぐらいの接種回数できたのかなと思います。傾向といたしまして、子どもの日を2月11日と2月17と18という形で制定をさせていただきました。医療機関の方に子どもに優先接種のためのワクチンを確保してもらって行いましたけども、特に12月後半になりますとワクチンに余裕があって、混雑してすぐなくなるという状態ではなかったという形で聞いております。後半になりますと期間中インフルエンザによる学級閉鎖とか学年閉鎖、これらは見られなかった。こども園においてもインフルエンザで休んだ方は1人もいなかったということで、12月の後半ぐらいになりますと、そういった傾向も踏まえて接種をしなくなってきたというのも一つの要因としてあるのかなということで考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。22ページ、3款、1項、1目、自立支援サービス事業の扶助費、訓練等給付費が昨年同様977万1千円の減額です。それからその下の地域生活支援事業の委託料、移動支援業務も減額になっておりますが、昨年もコロナ禍の影響というふうな説明があったように思いますが、その状況と、実際に給付を受けられた方がどれぐらいいらっしゃるのか、その辺を教えてくださいと思います。

それから、29ページです。6款、1項、3目ですね、農業振興費の中の一番下、農業担い手育成事業補助金、ごめんなさい、その上ですね、農業委員会費の中で負担金、補

助及び交付金、農業担い手対策推進協議会の負担金10万円ですね、これがオンラインで担い手の対策を行ったということで実際には事業が動いてやったんでないので10万の減額ということですが、そのオンラインではどのような担い手対策が行われたのか、詳細をお願いいたします。

それから、39ページと40ページの10款、2項、2目、それから同じく10款、3項、2目、教育振興費の中で毎年なんですけど、就学援助の扶助費が実際の申請数と交付された人数が変わって減額されています。それぞれ変わってますが、小学校費ですと、予算の中では特別支援が26名、要保護、準要保護が43名、中学校は10名と36名と確かあったと思いますが、実際に申請で交付されたのは何名だったのか。また、申請が受理されなかった方たちへの対応と相談体制とかあるのかどうか、その辺も伺いたいと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） まず、1点目のご質問で、ページ、22ページです。3款、1項、1目、社会福祉総務費の自立支援サービス事業と、あと地域生活支援事業の部分で、こちらコロナの影響で、昨年もそうでしたけども、減額をしているという部分で、どれくらいの対象者というか実績があったのかというご質問でございました。

まず、自立支援サービス事業の部分でいいますと、訓練等給付費の部分でございまして、こちら利用月数の減ということで、当初予算では556か月分を予定しておりましたけども、決算見込みでは467か月というふうな見込みでございまして。

あと障害児通所給付費につきましても、同じでございまして、当初が156回ほど予算を見ておりましたけども、見込みでは106回に減少しているという形になってございます。

地域生活支援事業費の移動支援事業と日中一時支援事業でございまして、移動支援事業につきましては、当初予算で340回見ておりました。決算見込みでは180回、こちら3名の利用者がおります。日中一時支援事業につきましては、当初で20回を見ておりましたけども、見込みでは5回で、今現在こちらの利用者はいないという状況になってございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（今田和則君） 29ページの6款、1項、1目の農業委員会費の中の負担金、補助及び交付金で農業担い手対策推進協議会負担金、10万円減ということで西山議員からの質問でコロナ禍の中で対面方式の婚活事業をオンラインに切り替えたということで、その中身なんですけど、この協議会の中でやりましたオンライン婚活につきましては、昨年の12月、それと今年の2月、合わせて2回実施をさせていただきました。内容につきましては、町内の独身農業青年、年齢からいくと25歳から35歳までの独身農業青年5名程度、一応、募集をかけたのと、参加女性につきましては、札幌市にある結婚相談所に依頼をいたしまして、年齢幅ば20歳から35歳までの独身の女性を道内に在住している独身の女性を同数程度集めたということで、2回実施をさせていただきました。1回にかかる経費割合につきましては、大体40、50万程度ぐらいで1回済んだということで、これを対面でいくと、過去に2泊3日で対面の婚活事業やったことがある

んですけど、その時は大体100万円ぐらいかかったということで、予算的にもオンラインでやった場合は、ある程度、経費が抑えられてやれたかなというところになっております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ページ、39ページ、のまず小学校費、10款、2項、1目の扶助費の部分のまず特別支援教育就学奨励費でございますが、当初26人の予算のところ13人でございます。それから要保護、準要保護児童就学援助費につきましては、当初43人の内訳ですが、38人が通常の方と。それから4月に新入学にいく方の前倒しで支出する部分がありますが、それを5人とみておりました。その数が43人ということなんですけど、それに対して32人、内訳は通常が30人、新入学が2人ということでございます。

続きまして、中学校費の部分、40ページの10款、3項、2目でございますが、この部分につきましては、まず特別支援教育就学奨励費、当初10人予定が実績は2人でございます。それから要保護、準要保護につきましては36人ですが、この内訳は通年の学年、1年生から3年生の部分が25人、それから新入学の前倒し分が11人ということです。実数につきましては、30人で、通年の分、1年生から3年生が22人で、新入学の対応が8人ということでございます。実績については以上です。

協議会の審査の方で残念ながら該当しなかったという方ですが、その方については、前年の所得での対応をしているということで、所得が急激に変わったりですとか、それからコロナの影響で収入が少なくなった場合とか、いろいろな条件がありますので、何かありましたらご相談をしてくださいということで、年度途中でも対応できますよということを丁寧に説明をしているところです。

以上です。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 先ほど、西山議員さんから22ページの地域生活支援事業の部分で先ほど利用者が3名とお話させていただきましたけれども、11名の誤りでした。申し訳ございません。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 再質問になりますが、さっき農業委員会の担い手の対策なんですけど、経費が安かったということもありますけれども、はじめてリモートによって5人の方々が、そういう出会いの体験をした訳ですけども、効果的にはどうだったんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（今田和則君） 2回やった結果としては、一応その場ではカップルは全組成立はしております。ただ、その後、続いているかどうかとなると、なかなかやっぱりコロナ禍で会えなかったりとか、あと一度会ってやっぱり印象が違ったりということで、なかなかこう続かなかつたりというところで、ちょっとそこは今後のちょっと課題かなというところではあるんですけど、一応その場では話もはずんで、カップルは成立しているということになっております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

2番、西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。18ページ、総務費の2款、1項、8目の地域間幹線系統確保維持事業費補助金の三角、減額の82万3千円となっておりますが、これ確か、訓子府町の北見バス関連の補助金だと思うんですが、これの詳細まず教えていただきたいなと思います。それが1点と、もう1点、32ページの6款、農林水産業費の農業費の中の下、2項の2節ですか、エゾシカ残滓処理業務がこれが36万8千円の減になっておるんですが、この負担金が減っているということは、この業務がコロナで中断したのか減少したのか、その詳細もお知らせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 18ページ、2款、1項、8目、企画費の中の地域交通対策事業の地域間幹線系統確保維持事業費の補助金の減額の詳細、中身ですけども、この中身につきましては、路線バスの赤字分とですね、北見バスでですね、バスを購入する補助を沿線自治体でお金を出し合うというか負担するという中身になっております。主なマイナスの原因は、バスの購入にあたってですね、当初から国の補助はみてたんですが、道の補助が当たるか分からなかったのでもってななかったんですが、その部分が当たったということになります。内訳ですけれども、赤字補填分につきましては992万1千円が赤字分で補填する分になります。車両の更新分としましては、バスですね、300万8千円という訓子府の負担額になりました。結果ですね、当初1,375万2千円に対しまして、先ほど申した実績1,292万9千円ということで、その差し引きであります82万3千円が今回の減額の内容となっております。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議案32ページ、6款、2項、2目の林業振興費、エゾシカ残滓処理業務、この減額の理由というような部分ですけども、これはエゾシカを駆除したときに残滓処理として美園のシカボックスに残滓が運ばれていくと。そこから処理をするために運搬の経費と残滓を燃料とか肥料とかに再利用するための処理料として1頭当たり運搬費で3,960円、残滓処理で5,500円というような助成をやっています。その部分、今回の計画で200頭計画しておりましたけども160頭、このシカボックスに搬入があったというようなことで、計画よりは下回っておりますけども、実際、残滓処理と駆除した頭数というのは異なっております、広報でもお知らせしたとおり令和3年度のエゾシカの駆除実績は239頭となっております。そのうち残滓処理に出されたものが160頭というようなことでありますので、コロナ禍といったことで停滞しているという訳ではございませんので、ご承知いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

4番、仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 4番、仁木です。ページ数13ページ、18款、第1項の7目、ふるさとおもいやり基金の繰入金なんですけども、こちらの方の補正が1,130万円という形で補正前の額と倍ぐらいになっているんですけども、こちらの部分は繰入金なんですふるさと納税が主の金額の増なのかなと思うんですけど、何かここの詳細ですとか、もし件数とか見込みが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） ふるさとおもいやり寄付金の財源で増えている中身ですね、その詳細なんですけれども、これにつきましては、充てた財源、事業につきましては、空き家活用定住対策補助金、それから高齢者ハイヤー利用サービス業務、路線バス高齢者医療支援業務、子ども医療費助成事業、それから訓子府福祉会補助金です。これらの事業費の財源として、それぞれ充てているものでございます。その内訳ですけれども、空家の活用に対しましては基金を300万充てておりまして、当初なかったのが、この部分が300万ですね、それと補正額については300万、それから路線バスの高齢者利用事業については50万、それから子ども医療助成事業につきましては350万、訓子府福祉会につきましては1,500万を補正後の額としております。それと当初の額ですね、当初はこの福祉会の方が入ってなくて、1,070万円見込んでおりましたが、その差額ですね、今申し上げた額2,200万と当初の差額が1,130万円になりますので、財源としてはそういった内訳になっております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

1番、余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。すいません、ちょっとこれは忘れていたんで聞きます。36ページ、消防費、4番、消防施設整備費の中の、これ消防庁舎の建設費が工事費と監理業務費と合わせて920万マイナスになっているんですけども、これ全体からいくと大した数字じゃないんでしょうけど、これ900万というと、かなり大きいんですけど、これは実際の建設に対してどういう処理でこんだけ余ったのかなと思うんですけども、そこら辺、主だった理由があるなら教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 36ページ、9款、1項、4目の消防施設整備費の消防庁舎建設事業の922万4千円の残の内容というふうにお聞きしておりますけども、これにつきましては、一つは委託料としまして、訓子府消防庁舎の建設工事監理業務の部分とそれと工事請負費の部分になります。それで最初に工事請負費でございますけども、当初ですね7億2,400万の予定で入札をかけたところ7億1,517万6千円ということで入札になりましたので、882万4千円の入札残ということなんです。それともう一つ、委託料1,800万の予定でしたけども、これ1,760万ということになりましたので40万の残ということになって、合計で922万4千円の減ということになります。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 二つお聞きします。66ページ、一番下段ですけれども、災害等臨時特例補助金ということで説明ありました。これ新型コロナを災害と同等に見立ててという説明あったように記憶ありますけれども、6割分だという説明があったかと思えますけれども、この補助対象経費というのは何でその6割なのかをちょっと再確認、確認をさせていただきたい。

次のページ、67ページ、上段、8目の特別調整交付金、これは一つ目の質問の6割の補助残だって私は聞こえたんですけども、そうするとこの4割の4万円と6割の4万8千円って何か6割、4割が合わないんで、細かい話ですけども、教えていただきたいと思えます。

最後です。69ページ、一番下に諸収入ということで見慣れない収入がありますけれども、返納金ということで、北見の特定の施設における不適切なサービスがあり、それをとがめて返納金を納めてもらうことになったというような趣旨だったかと思えますけれども、これ大きなことなので聞くんですけども、介護施設で不適切な対応があつてはいけな訳で、どのような対応があったのか、そして返納金の内容、額の内容と、これが判明して返納金を返してもらう時点と町が出したお金との期間ですね、どれだけ町が不利益というか、不適切な支出をせざるを得ない期間がどれぐらいあったのか。その場合、その期間に応じた、私は利子分をいただくべきだと思いますけれども、公費が適切に今、使えるお金があるのに、一定の邪魔をされた訳ですから、そのような決め事はあるのかどうか、お聞きします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） まず1点目、66ページの3款、2項、7目ですね、災害等臨時特例補助金の関係です。先ほどご説明しましたように、コロナの影響で一定程度収入が減った人たちへの6割分の補填がこちらからされるということでございます。これの件数が1件なんです。1件で8万1,600円という形になってございます。こちらの6割相当で4万8千円という形になってございます。引き続き、8目の特別調整交付金、こちらが残りの4割分が補填されるという仕組みになってございまして、残りの4割ですから、今回で言いますと3万2千円の補填がされております。それでこちら昨年までなんです、昨年からの制度ができた部分でございまして、災害特例臨時補助金につきましては、昨年度の6割を負担する。そして、8目の調整交付金の部分につきましては、昨年度、2年度の減免分につきましては、6割で災害特例補助金で補填されますけど、残りの4割分の14分の13が昨年補助されてございます。今回その昨年度の14分の3の部分ですね、残り8千円になるんですけども、そちらが今回一緒に入るという形になってございます。

続きまして69ページの諸収入、不適切な受給があったということで、北見の事業所から返納金をいただく形になってございまして、こちらですね、まず北見の事業所の方にですね、北見市役所の方に匿名で不適切な受給をしているんじゃないかという電話があ

ったそうです。それで北見市の方で調査にかかりまして、これは適切な受給ではないよという形になってございます。こちらの部分がですね、介護職員の処遇改善加算という制度がありまして、その部分で実際この処遇改善加算に該当しない夜勤の職員さんですとか、あと臨時の職員さん等の部分にこちらの財源を充てていたという形になってございます。これは本来してはいけないということで、関係する北見市さん、本町、あと管内で複数町村が対象になってございました。それで対象となった自治体と振興局の方を含めて集まりまして協議をしまして、事業所さんの方に返還をしていただくという経緯でございます。それで、その中では先ほど議員おっしゃってましたけども、利息分ですとか、当然そういった部分、迷惑をかけているし、事前にお金を払って、その部分、払わなくていいやつを払っていたという部分もあるんで、そういった利息分とかというお話もありましたけども、そういった部分は一切なしで、誤って、やろうとしてやった部分ではないということで、事業内容を把握していなくて、そういった充ててはいけない部分に充てたということだったようですので、不適切だった部分、本町の部分で言いますと119万4,901円、それと当然本町の介護保険を所持している方たちにも、その部分はちゃんとお返しをしているという経緯でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） よく分かりました。今の最後の返納金の部分で関係行政が相談して、そのように決めたということですから、そのことについてはあれなんですけども、ペナルティもなかったということですか。やはり公金を適切に、うちの行政じゃないですよ、本当に清い公金を受けてサービスを提供する、この大事な施設がですね、故意でないといいながら、僕はかなり故意でないかという印象を受けますけども、対象なんて要綱を見ればすぐ分かることですから、ちょっと怪しいんですけども、まあそれは置いといて。結果として重大な事件を起こしてしまった、こういうところにやはりちょっとお灸を据えないとですね、またぞろこういうことあってはいけないということもあるんですけども、それも話し合いの中で、お金を返してもらったら今回はよしとしようということ、簡単に言うとそういうこと、もう話し合われました、ペナルティも。それをちょっと確認したいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 不適切な受給の部分について、ペナルティの関係のお話がありましたけども、先ほど言いましたように、振興局含めて関係自治体が協議してペナルティといった部分は課していないというのが事実、顛末にもそういった部分は記載がありませんので、そういった部分はなかったというふうなことで、実際、北見市の事業所ですから、北見市が、大元は道ですけども、北見市が指導監察するという形になってございますので、当然北見市の方では個別にお灸を据えているというか、注意はしているものと考えてございます。ご理解いただければと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

2番、西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 1点だけお願いします。71ページ、保険給付費、2款、2項の6目、介護予防住宅改修費、これ94万2千円の減額になっておりますが、申請件数が少

なかったという説明があったんですが、これが普通の住宅改修費だと、すぐ満度になって枠がなくなるという話を聞きますが、特に介護予防に関しては非常にあってしかるべきかなというような感じがしますが、2件ぐらいの実質使われているのが件数かなというふう
に思います。中身をお知らせ願いたい。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 71ページ、2款、2項、6目、介護予防住宅改修費、件数がどれくらいだったか、減額の理由でございますけども、こちらですね、予算のときには23件ほど見込んでございました。実際、決算見込みで、今現在で2月21日現在で9件35万8千円の改修費を支出してございます。2年度の実績としましては26件で171万8千円の実績がございましたけども、今回、先ほど言いましたように9件ということで、申請件数が減少しているということが主な理由となっております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。
次に、議案第5号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第5号の質疑を終了いたします。
次に、議案第6号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第6号の質疑を終了いたします。
以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

まず各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号

は、いずれも原案のとおり可決されました。

ここで午後 2 時 4 5 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 2 7 分

再開 午後 2 時 4 5 分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎町政執行方針、教育行政執行方針

○議長（須河 徹君） 日程第 1 6、菊池町長から町政執行方針、林教育長から教育行政執行方針があります。

なお、各執行方針は発言時間が相当長いこと、また、演台にはアクリル板が設置されていることから、マスクを外して発言することは自由とします。

この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） それでは、令和 4 年度の町政執行方針について述べさせていただきます。

はじめに、わが国はもとより、世界中で新型コロナウイルス感染症に罹患され、亡くなった多くの方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、療養中の方の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、今なお長期間にわたり、その最前線で戦い続けている医師、看護師などの医療従事者をはじめとした関係者の皆さまに心からの感謝と敬意を表するものであります。

令和 2 年 1 月 1 5 日に我が国最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症につきましては、その後 2 年以上にわたり、私たちの生活すべてを変え続け、今もなおその形を変えながら猛威を奮っており、我が町も一丸となりその対策に全力を尽くしてまいりました。個々の対策については、その時々において最良と思われるものを選択し、実行に移してまいりましたが、さらに効果的な対策はないかと思いを巡らす日々の連続でございました。今後も町民の皆さまの生命と財産を守るべく不断の努力を続けてまいります。

それでは、令和 4 年第 1 回定例町議会の開会にあたり、令和 4 年度の町政執行方針を申し上げ、町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町政執行に臨む基本姿勢であります。

はじめに、町政執行に臨む基本姿勢を申し上げます。

私が町長として町政執行の舵取りを担わせていただいてから、1 6 年目を迎えることとなります。

これまで、「みんなで創る訓子府の元気づくり」を旗印に、少子化・高齢化・人口減少社会への対応という大きな課題と向き合いながら、1 期目の 4 年間では「できるところからすぐ実行」、2 期目では「町民にやさしい町づくり」、3 期目では「すべての町民にやさしい町づくり」、そして今期は、集大成とも言うべき「みんなで創る『くんねっぷの元気』の歩みを止めることなく、町民の皆さまと共に『すべての町民にやさしい町づくり』を目指

し、一步一步着実に歩みを進めてまいりました。本年度は、4期目の総仕上げの年でありますので、皆さまのご理解、ご協力をいただきながら、次に申し上げる三つのことを基本に、全力で町政運営にあたってまいります。

一つ目は「ちょっといいね！がたくさんあるまちづくり」のさらなる推進であります。

平成29年3月に、町の将来像を「ちょっといいね！がたくさんあるまちくんねっぷ」に定めた第6次訓子府町総合計画は令和3年度で前期5年間が終了いたします。令和4年度からは後期の5年間がスタートいたします。産業振興やインフラ、地域活動の強化を中心とした「強いまちプロジェクト」、子育て、教育を中心とした「人を育てるまちプロジェクト」、住環境や移住定住、高齢者・障がい者支援対策を中心とした「安心して住み続けられるまちプロジェクト」の三つを後期重点プロジェクトと位置付け、これまでの取り組みをさらに加速し、「ちょっといいねがたくさんあるまちづくり」を進めてまいります。

二つ目は、「子どもたちの未来を支えるまちづくり」の推進であります。

人口減少と少子化が本格的に進行していく中、訓子府町で生まれ、育てている子どもたちが、安心して未来に進んでいけるよう、子育て支援、教育の充実、就業支援などの課題解決に正面から向き合い、実効性のあるさまざまな施策を展開してまいります。

親の経済状況や家族の世話などの社会的要因や国や北海道の政策的な要因によって子どもたちの教育の機会が奪われることがないよう、全ての子どもたちが等しく教育を受けることができる環境整備に努めてまいります。

また、飛躍的に技術革新が進んでいるデジタル社会に対応できる子どもたちの育成のための教育環境の整備なども進め、目まぐるしく変化する社会に適応する人材の育成に努めてまいります。

三つ目は、持続可能なまちづくりの推進であります。

本町も含め多くの自治体が、人口の自然減や社会減、農業や商工業の後継者問題や担い手不足、公共施設の老朽化などの課題を抱えております。

こうした状況にあっても、町内会および実践会などのコミュニティ活動や文化活動などの促進、道路橋梁・上下水道施設および公共施設等の公共インフラの維持および整備、医療・介護・保健福祉の充実、子育て・教育の充実、そしてそれらを支える産業の振興と経済の活性化、さらに移住・定住促進のためのプラットフォームの形成などを進め、将来に希望の持てる持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、令和4年度における、私の町づくりの目標実現に向けた主な施策の推進について、第6次訓子府町総合計画の七つの将来目標に沿って申し上げます。

将来目標の1点目は、「安心して『子ども』を産み、育てられるまちづくり」についてであります。

我が国の令和2年の出生数については、過去最少の84万832人となり、「86万ショック」と言われた令和元年の出生数を簡単に下回る状況となりました。コロナ禍で経済環境が悪化した影響により、さらに人口減少が加速する可能性が高まっており、構造的な課題である少子高齢化もあいまった中での人口減少が進むと、社会の活力は奪われる一方であり、子ども・子育て対策の充実による状況改善の重要性が増しています。

本町においては、誰もが安心して子どもを産み、育児ができる支援や体制の充実を図り、「子育てするなら訓子府」という町の魅力を発信し、若い世代が本町で暮らし、子どもを

産み育てたいと思うことができる町づくりに努めてまいります。

認定こども園「わくわく園」は、これまで、林野庁長官賞をはじめ、北海道赤レンガ建築奨励賞、日本照明学会の照明普及賞などを受賞してきており、さらに昨年11月には栄えある公共建築賞「特別賞」を受賞し、地域社会の発展に貢献する創造性豊かな施設として道内外から高く評価を受けております。

本年度は幼児教育・保育の無償化などの保護者の経済的負担の軽減や、保育教諭や特別な支援を要する園児のための支援員配置と職員の研修の充実を図り、新たに保育ICTシステムを導入することにより、保育教諭の業務効率化、保護者との連携、情報発信等を進めてまいります。

「ともに支え合い、安心して子育て、元気に子育てができるまち」を基本理念とした「第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域全体で子どもや子育て家庭を支援し、安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。

周産期には、特定不妊・不育症治療費助成事業、妊産婦一般健診、産後ケア事業を継続し、出産期の不安解消を図ってまいります。

乳児・育児期には、乳幼児健康診査等検査費の助成を継続するほか、離乳食教室など月齢に応じた各種教室・健康相談の開催、定期予防接種をはじめとしたインフルエンザ、おたふくかぜの任意予防接種費用への助成、フッ素塗布などの子ども歯科保健事業を引き続き実施してまいります。また、国で積極的勧奨が再開された子宮頸がんワクチンについては、対象の方々に丁寧な説明をしてまいります。

子育て支援センター「ひだまり」では乳幼児期の保護者と子どもの交流の場として、各種行事や講座の開催、託児など一時預かり事業の実施などにより妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援に努めてまいります。

また、令和2年度に設置した「子育て世代包括支援センター」は各担当部署が連携し、妊娠初期からそれぞれの段階に応じたサービスや情報提供、助言などを通じ、乳幼児から学童に至る子育て不安の解消を図ってまいります。

その他、令和4年1月末現在で登録者数101名の子育て支援アプリを活用し、子育てに関するさまざまな情報発信に努めてまいります。

放課後児童対策につきましては、保護者の就労形態の多様化に対応した支援体制の充実や児童センター、放課後子ども教室、みつばちクラブ運営支援など子どもたちの放課後生活の支援に取り組んでまいります。

就学前の発達に関し支援が必要な子ども・家庭が利用する北見市子ども総合支援センターきらりへの通園費助成をはじめ、発達支援事業や美幌療育病院専門職による年中児健康相談、小中学校の発達支援事業、障害児自立支援事業などにより早期発見、療育を行ってまいります。

また、ひとり親家庭等への医療費助成、未熟児養育医療費の助成、中学生までを対象とする医療費の一部負担を除く無償化など子どもの医療および発達支援対策を継続して進めてまいります。

将来目標の2点目は、「強い『産業』で活力を生み出すまちづくり」についてであります。

地方の経済状況については、2年以上にわたるコロナ禍の中で疲弊し、非常に厳しい状況にありますが、町の活力を生み出し、持続的に発展していくためには、経済活動の基盤

となる産業の振興は、重要な政策の柱であります。

特に基幹産業の農業では、国は食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を新しい考え方や技術革新により実現させるため、昨年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、強力に推進していくこととしております。既に令和4年度の国の予算においても「みどりの食糧システム戦略」実現に向けた予算を主要事項の一つとしており、農業政策の方向性にも大きな影響があると考えております。

本町においても、光ファイバ網が整備されたことによる^{アイシーティ}ICTを活用した農業の省力化やスマート農業の推進、きたみらい農業協同組合や農林水産祭天皇杯を受賞したきたみらい玉葱振興会や^{エスディージーズ}SDGs宣言をした生産者団体と連携するとともに、生産者の減少・高齢者対策のための担い手確保の各種施策に取り組むなど、将来に向けた農業基盤の構築に取り組んでまいります。

また、コロナ禍の中、北海道内でも感染力の強いオミクロン株による第6波の新型コロナウイルスまん延は、飲食店等に多くの影響を及ぼしております。新型コロナウイルス感染症については、先行きが不透明でありますことから、影響を受けている事業者の方々に寄り添う支援を商工会等と連携しながら進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、昨年度も、対策として、町の経済の下支えとなるようプレミアム付商品券を発行し、また新型コロナウイルス感染防止対策を実施する町内店舗等の設備改修費の支援を実施するなど各種施策を展開してまいりました。令和4年度も影響を受けた事業所等に対し「新型コロナウイルス対策中小企業特別融資保証料補助金」や「新型コロナウイルス対策店舗等改修補助金」の継続など、新型コロナウイルス感染症と戦う町内事業者を支える施策を進めてまいります。

農業生産基盤の整備です。

本町の農業政策の中心を成している農業基盤整備事業については、5地区の事業を継続してまいります。

本年は、山林川地区では排水改良を継続し、訓子府川南地区では区画整理などの面工事や配水管整備を、訓子府北東地区では穂波川改修等と区画整理や暗渠排水整備などを、中央一期地区、二期地区では土地改良区用水路工事、リールマシンの導入や面工事に取り組んでまいります。

農業後継者の育成でございます。

全国的な農業者の減少や高齢化問題については、本町においても同様であり、基幹産業である農業を将来的に持続していくためにも、農家後継者の確保と就農者の経営能力育成は継続して実施すべき重要な施策であります。

一方、新規就農者等支援条例に基づく認定新規就農者への支援・助成、国の制度を活用した農業次世代人材投資資金による就農初期段階の支援などの担い手確保を継続して推進してまいります。

くねっぶ農業未来づくり試験事業では、北見農業試験場と農業後継者等との連携による玉ねぎの早期出荷に向けた品質向上技術の研究開発、北海道大学サテライト活動による生産者と研究者の交流、担い手の消費者交流や研修参加経費を助成する農業担い手育成事業を実施してまいります。

また、担い手相談員と協力員を配置しての農業後継者配偶者対策、酪農実習生受入推進

事業や農業実習生の受け入れなどに取り組んでまいります。

農業経営の近代化と効率化では、昨年の記録的な少雨と連日の高温による干ばつの影響による農業者等の借入資金償還の利子補給を創設するほか、麦作振興会におけるコンバインの更新・導入のための整備資金、農業経営基盤強化資金、異常気象対策資金等への利子補給や畑作物の直接支払交付金等経営所得安定対策を継続してまいります。

また、昨年発生したジャガイモシストセンチュウについては、訓子府町農業振興連絡協議会が中心となってまん延防止対策を図ってまいります。

畜産経営の効率化につきましては、令和4年度では、公社営畜産担い手育成総合整備事業として、酪農家の草地整備改良を実施してまいります。さらに家畜資質改善対策事業、家畜伝染病予防対策としての畜産環境整備事業のほか、酪農ヘルパー事業などによる労働環境改善、労働力確保などを継続して支援してまいります。

共同利用規範牧場に関しては、車庫屋根の修繕、電気設備の更新等、施設の適正維持に努めるとともに、入牧牛の適正飼養管理に努め、入牧頭数の確保による運営の安定化に努めてまいります。

魅力ある農業と理解される農業の確立につきましては、令和4年度はメロン振興会が設立50周年を迎えることから、記念事業に対し支援をしてまいります。

農産物の加工品開発・販売等の6次産業化、ふるさと納税の返礼品としての採用など農業と連携した取り組みを支援、発展させてまいります。

一方では、きたみらい農業協同組合と連携したクリーン農業推進のための農業振興対策事業、作物の品質向上や肥料・薬剤の効果を試験ほ場で実証する農業技術対策事業、農業者による農地および用排水路等の基礎的保全や農村環境保全などを行う集落営農活動支援事業などに対する助成、農業交流センターを活用した地域加工グループの取り組みや加工技術の向上を目的とした講習など魅力ある取り組みに対して支援してまいります。

食害や踏害など農作物に深刻な被害を与える有害鳥獣対策では、猟友会の協力を得て猟銃による駆除のほか、くくりわなの貸出しによる駆除の実施、狩猟免許取得者への助成による担い手の確保、適正な残滓処理に取り組んでまいります。

森を育てる。

森林環境保全整備事業では、補助対象とならない一般民有林の搬出間伐に対する支援を進めてまいります。一般民有林の人工造林、除間伐に対し補助を行う民有林振興事業、森林組合への民有林育成指導事業に対する支援も継続してまいります。

町の貴重な財産であります町有林につきましては、将来を見据えた適正な管理を実現していくため、町有林野経営審議会などの専門的な意見とあわせ、^{エスジェック}SGEC森林認証の規定に基づき、防風保安林管理用作業道整備とあわせて持続可能な森林経営を推進してまいります。

商工観光の活性化については、人口減少や空き店舗の散見、業績低迷、経営者の高齢化など町内の商業は非常に厳しい状況が続いております。

令和4年度も、新たに営業を行う事業者や第2創業に挑戦する事業者の店舗購入または新築、空き店舗の再活用にかかる改装などに要する経費を補助する店舗出店等支援事業、既存店舗の改修に要する経費の一部を助成する店舗改修事業などの空き店舗対策を継続してまいります。

厳しい環境が続く小売商業およびサービス業ですが、商工会を通じた商業振興策に取り組むため、引き続き商工会活動費を支援するとともに、ウィズコロナにより再開を予定するストリートフェスタやはしご酒などのイベントにも支援するなど、基幹産業の農業との連携や商店街の活性化対策を推進してまいります。

また、町内における住宅の改修工事や住宅設備の整備を推進する住環境リフォーム促進事業を継続し、商店街の活性化と商工業者の受注機会の拡大を図ってまいります。

商工業就労助成事業、商工業後継者育成助成事業を継続し、後継者の確保をするなど商工業後継者対策を行い、中小企業特別融資運用基金貸付事業と利子補給、町内企業との情報交換などにより、企業、事業所の存置対策にも取り組んでまいります。

コロナ禍によりイベントの中止が相次いでいる観光面では、ふるさとまつりはステージショーをグレードアップし、さむさむまつりも含めた恒例のイベントの復帰を期するなど町の元気づくりにも取り組んでまいります。

また、機会あるごとに特産品の紹介や町のイメージキャラクターである「めろねっぷ」と「たまねっぷ」を活用した町のPRやイメージアップにも取り組んでまいります。

将来目標の3点目は、「いつまでも『健康』に暮らせるまちづくり」についてであります。

乳幼児期から高齢期までの健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で生涯にわたり健やかで活躍し続けることができる医療、介護、保健福祉の充実したまちづくりを進めます。

新型コロナウイルス感染症。

発生から2年以上経過した今もなお、世界中に猛威を奮っている新型コロナウイルス感染症は、ワクチンの追加接種により、低下した感染予防効果や重症化予防効果等を高める効果があることから、本町でも2月から3回目の接種を始めております。

本町においては、ワクチン接種を希望される町民に対して、迅速かつスムーズにワクチン接種ができるよう、ワクチン供給を担う国、北海道、医療機関と連携した接種体制を整備してまいります。

高齢者福祉・介護保険です。

昨年スタートした第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるように地域の特性に応じた医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの提供を可能にする仕組みづくりを推進してまいります。

「認知症初期集中支援チーム」では北見赤十字病院と連携し、「生活支援コーディネーター」を社会福祉協議会に委託し実施するなど、医療と介護サービスが連続した支援体制を構築するとともに、地域での支え合いの具体化を話し合う「協議体」活動を促進します。

介護給付は年々増加の傾向にあり、第8期介護保険事業計画において保険料基準額が16パーセント増、5千円を超えることとなりましたが、第1段階から第3段階の保険料軽減を図るとともに、高齢者の健康づくりや予防事業を推進し、誰もが自分らしく暮らし続けていける地域づくりに努めてまいります。

在宅の高齢者に対しては、訪問介護支援および居宅介護支援事業を行う社会福祉協議会に対する収支補てん、災害弱者緊急通報装置の設置、ショートステイサービス、ホームヘルプサービス、愛の声かけ訪問、移送サービス、除雪サービス、配食サービス、老人クラブ連合会による訪問サービス、GPS端末購入費を助成する認知症高齢者等対策事業、高齢者住宅改造費助成、紙おむつの購入助成を受けている方への指定ごみ袋無償配布事業な

どの高齢者在宅サービス事業、地域包括支援センターにおける相談体制の充実および高齢者の生活機能の維持・向上、自立支援を目的とした地域リハビリテーション活動支援事業、自主活動による「いきいき百歳体操」の支援など、介護予防事業を引き続き実施してまいります。

また、定住自立圏で構成する成年後見センターと連携し、認知症や障がい等の理由で判断能力が不十分な方を保護、支援する体制づくりを構築してまいります。

高齢者の生きがいと自立促進に向けては、社会福祉協議会と連携したボランティア活動、老人クラブの支援や高齢者の積極的な社会参加促進に取り組むとともに、高齢者を敬愛し、長寿を祝う場として敬老祭を開催してまいります。また、各地域において自主的に行われている交流の場づくりなどの取り組みに対して今後とも支援、協力してまいります。

収支不足が続いている特別養護老人ホーム「静寿園」は、住み慣れた地域で暮らす方が安心できるよう、運営する「訓子府福祉会」への支援を継続してまいります。

地域福祉の推進です。

町の中核的福祉団体である社会福祉協議会の運営に対する支援、民生委員児童委員協議会や保護司会の活動支援、このほか広域の福祉団体の活動や運営に対する助成を継続し、地域全体で福祉活動が展開され、共に支え合う地域福祉環境が充実する町づくりに努めてまいります。

保健・医療対策。

住み慣れた町で自分らしい暮らしを人生の最後まで送るためには、健康の保持が特に重要となります。

町民の健康づくりや保健事業は、11月に健康月間として月間チャレンジ事業での運動講座や健康講演会を開催するほか、町民健診、後期高齢者健診、各種検診・検査事業、がんの早期発見と早期治療につながる^ベ ^ッ ^ト ^シ ^ン ^テ ^イ ^ガ ^ン ^検 ^診の助成、高齢者インフルエンザ予防接種や成人用肺炎球菌予防接種のほか、国と連携した追加の風しんの抗体検査など感染症対策に取り組んでまいります。

医療に関しましては、地元医療機関と連携した事業展開、休日における救急医療体制の確保、また、精神疾患、人工透析患者などの特定疾患患者の通院や訪問看護利用にかかる交通費助成など継続してまいります。

国民健康保険事業は、特定検診の受診率向上のため、医療保険制度の周知や独自の健診、脳ドック助成、健康教育指導などを実施してまいります。

障がい者福祉の推進。

障がい者福祉に関しましては、住み慣れた場所で可能な限り必要な支援が受けられ、社会参加の機会の確保など、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会を目指した障害者総合支援法に基づく、自立支援サービス事業と地域生活支援事業の実施に努めてまいります。

北見地域定住自立圏を構成する市町を区域とした成年後見センターとの連携を密にし、障がいのある方の高齢化、重度化や親亡き後を見据えたさまざまな支援を切れ目なく提供できる体制づくりを進めてまいります。

町独自の事業である障害者外出支援サービス、配食サービス、除雪サービス、重度身体障害者交通費助成、障がい者グループホーム「もりの風」の運営支援など、障がい者福祉

の充実に努めてまいります。また、本年度は全道ろうあ者大会が網走市で開催されますことから、その支援を進めてまいります。

将来目標の4点目は、「きめ細やかな『教育』で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、非常に大きな影響を受けた教育については、本年も「第2期訓子府町教育大綱」に基づき教育委員会と密接に連携しながら、多様化する課題の解決と特色ある教育の形成にも配慮しながら、「教育の町・くねっぷ」にふさわしい町づくりに取り組んでまいります。

学校教育では、「GIGA^{ギガ}スクール構想」により1人1台のタブレット端末の整備や、高速通信ネットワーク整備が進み、飛躍的に教育環境のICT^{アイシーティ}化が向上したことから、令和4年度も事業を継続し、情報化社会に対応できる情報教育に努めてまいります。

確かな学力の育成のため、小中学校に町単独の臨時講師および特別支援教育支援員を配置、語学指導助手によるこども園から小中学校、さらには、訓子府高等学校までの英語教育の実践的学習に取り組んでまいります。

そのほか、生徒指導や教職員研修の推進、特別支援教育の充実に努めるため教育振興事業交付金を継続するほか、教科用教材等の整備、充実に努めてまいります。

豊かな心と健やかな体の育成に向けて、児童生徒の健康診断や検診、小学校におけるフッ化物洗口の実施などを継続して取り組んでまいります。

コミュニティ・スクール担当、学校教育担当の2名の教育専門員の配置や学校運営協議会、地域学校協働活動などを通じた認定こども園から訓子府高等学校までが一体となった子ども達の学びや成長を支える特色あるコミュニティ・スクール活動、ふるさと教育「ふるさと学」を推進してまいります。

訓子府小学校の受電施設の更新のほか、砂場整備や鉄棒更新、居武士小学校の複合遊具整備などの各学校施設の維持管理や補修、スクールバスの更新など快適で安心して学べる環境づくりに努めてまいります。

就学機会の均等を図るため、要保護・準要保護児童生徒就学援助、特別支援教育就学奨励、就学後における発達に関わる相談・指導事業を継続して取り組んでまいります。

新たに基金の増額をした奨学資金貸付制度を継続し、家庭の経済的事情に関わらず夢に向かって頑張ることができる環境の充実に努めてまいります。

訓子府高等学校は、入学生徒の減少が懸念されており、オホーツク中学区再編の動きもありますことから、令和4年度も全力を挙げて支援に取り組んでまいります。令和4年度は新たに訓子府高等学校への通学が困難な区域の生徒を対象に、通学バスの運行を開始します。さらに、地域とともにある学校づくりを進め、訓子府高等学校、訓子府高等学校教育振興会議や同窓会など地域が一体となって入学者確保に向けた学校の魅力発信等と、給食の提供、入学準備・修学旅行助成や資格取得補助、通学費助成などを継続し町全体での支援を進めてまいります。

社会教育の推進です。

新型コロナウイルス感染症により、対面して実施する事業がことごとく中止・縮小となり、地域社会の絆^{きずな}や支え合いにも大きな影響を与えています。

「すこやかな心と体で『ちょっといいね!』」を基本理念とする「第2期社会教育中期計

画」に基づき青少年教育では、体験活動の充実やみつばちクラブの運営支援、子ども会活動の推進、スポーツ少年団の育成、4Hクラブや青年団体連絡協議会の活動支援に取り組んでまいります。

また、町民の生涯学習や集いの拠点施設である公民館は開館40周年の節目の年を迎えますので、「町民参加劇」や演劇公演などの「子どもまつり」、「公民館まつり」などの事業を展開してまいります。

成人教育では、くねっぷの未来づくり大会、公民館講座、くねっぷ巡回講座など多様な学びを支援し、はぐくみ講座の開催、若がえり学級を通じた高齢者の学習支援に取り組んでまいります。若がえり学級は令和4年度で50周年を迎えますので、記念事業として「音楽ライブ」を開催してまいります。

社会教育活動の活性化などを図るため、社会教育委員の研修やスポーツ指導者などの養成、各種団体・サークルの活動支援や交流促進、産業後継者教育に取り組んでまいります。

文化芸術につきましては、令和4年度で5年目を迎える武蔵野美術大学と連携した彫刻作品の公開制作と設置、「旅するムサビ」のワークショップ、アート体験プログラム、パブリックアート見学ツアーなどを内容とするアート・タウン・プロジェクトに取り組み、文化芸術に親しむ機会として、音楽の広場、秋の文化祭などを開催し、文化連盟に対する支援も引き続き行ってまいります。

図書館については、読書活動推進計画に基づいた図書の内容充実を図るなど、利用促進に努めてまいります。

また、小中学校へ図書館司書を継続して派遣するとともに、学校図書室の運営と読書活動の支援を充実させるほか、ブックスタート、絵本セット貸出、絵本ライブなどの開催や図書の宅配、高齢者への読み聞かせなど、子どもから大人まで生涯にわたって、誰もが読書を楽しめる環境づくりを推進してまいります。

その他社会教育施設の充実等。

スポーツセンターについては、スポーツと健康づくりの拠点としてスポーツインストラクターの配置を継続し、子どもから高齢者までいつでも気軽に楽しく利用できる施設運営に努めてまいります。

温水プールについては玄関スロープの修繕、屋外体育施設ではパークゴルフ場の散水ポンプ、自動券売機の更新など施設機能保持と利用者に配慮した適正な管理に努め、各種大会の開催など、町内外の人たちの利用促進にも努めてまいります。

将来目標の5点目は、「みんなが快適に暮らせる『基盤』を整えるまちづくり」についてであります。

社会資本整備は、町民の日常生活や経済活動を支える重要な施策のひとつであります。道路、橋梁、河川、上水道、下水道、町営住宅、廃棄物処理施設などの多くの設備は経年劣化しているため長寿命化修繕と良好な維持管理を実施し、生活環境、経済環境の維持に努めてまいります。

定住促進・関係人口。

本町の住宅は持ち家と町営住宅が多くを占める現状にあります。特に公的借家である町営住宅は、令和2年度に改正した「訓子府町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、幸栄団地で1棟4戸の居住性向上改修、穂波団地では1棟4戸の屋根、外装の長寿命化改修を実

施してまいります。持ち家対策としましては、定住や移住を希望される方に空き家情報を提供する空き家バンク制度と空き家購入やリフォーム費用に対し助成支援する空き家活用定住対策補助を継続してまいります。

また、新たに町内の空き家の実態調査を実施するとともに、不良空き住宅等除却費の補助事業を進めてまいります。

令和4年度より移住定住の促進を担う地域おこし協力隊を採用し町の魅力をさまざまな角度から情報発信しながら、移住支援金などと併せ、移住機会を提供するなど、関係人口の創出にも努めてまいります。

道路橋梁・河川の整備です。

令和4年度の道路整備については、駒里弥生線の舗装修繕を継続し、新たに末広緑丘線についても舗装修繕を実施してまいります。また、あけぼの団地仲通線歩道等の修繕や区画線補修、側溝修繕など道路維持事業を実施し安心できる道路管理に努めてまいります。さらに、道道北見置戸線穂波工区の車道拡幅および歩道整備、バスベいの整備など工事の早期完成に向けて北海道へ要請してまいります。

令和3年度に試行しました高齢者世帯置き雪除雪事業については、その効果等を検証しさらに充実を図ってまいります。

橋りょう整備では、中央橋の長寿命化修繕工事に新たに着工し稲穂橋、西17号線橋、永富橋の実設計、その他59橋の橋梁点検を実施してまいります。

河川につきましましては、山林川を道営水利施設整備事業により、穂波川は道営水利施設等保全高度化事業による整備を継続し、協成川の護岸補修や雑木処理など河川の維持管理に努めてまいります。

オロムシ川およびポンケトナイ川の河川改修工事の早期完成、訓子府川の駒里樋門新設、シルコマベツ川の改修事業の進捗のほか、長年被災が続く紅葉川は公営事業による着工に向け引き続き関係機関に粘り強く要請し、災害の未然防止や減災対策を図ってまいります。

上下水道事業。

水道事業につきましましては、道営訓子府川南地区水利施設等保全高度化事業を活用し、豊坂、清住区域の営農飲雑用水整備のうち2、127mの配水管整備を実施、北2条線、道道北見白糠線の老朽管更新事業のほか、北栄ポンプ場のポンプ更新や大谷水系導水管更新のための調査を実施してまいります。

計画的に老朽管路更新を進め、安全、安心な水道水供給に向けた維持管理に努めてまいります。

下水道につきましましては、訓子府町農業集落排水管理センターの強靱化事業設備機器更新を継続し、施設の長寿命化と機能強化を図ります。

また、令和6年の企業会計導入に向けた地方公営企業法適用事業に取り組んでまいります。

実践会地区での個別排水処理浄化槽の設置による水洗化の普及促進を継続し、各施設を良好に維持管理し、快適な生活環境整備に努めてまいります。

地域交通です。

北海道横断自動車道は、端野・美幌高野間の早期完成、陸別・小利別間の早期整備と女満別空港・網走間、足寄・陸別間の早期着手など全線開通に向け国などに要請してまいり

ます。

本町唯一の公共交通機関を運行する北海道北見バスに車両更新購入費を含めた地域間幹線系統確保維持事業費補助金を路線沿線の北見市、置戸町、陸別町と連携したなかで継続支援し、バス路線の維持、確保を図ってまいります。

また、地域、特に交通弱者である高齢者の足の確保対策としての高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業、高校生等のバス通学定期運賃補助を継続してまいります。

環境衛生です。

政府は、2050年の温室効果ガスの排出をゼロとする「2050カーボンニュートラル」を宣言しました。

加えて2035年までに新車販売での電動車の比率の100%実現を唱え、脱炭素、二酸化炭素排出ゼロとする目標を掲げました。

本町においては、LED化した街路灯、こども園の地中熱を活用した冷暖房などの整備を進めてきていますが、国で進める計画も見据えた検討も必要と考えています。

このほか、ごみの減量化や再資源化、住民によるリサイクル運動の推進、1市2町一般廃棄物広域処理、し尿処理体制の確保を進めてまいります。

また、葬斎場「清陵苑」は、高圧受電設備修繕を実施するなど、良好な維持管理により利用者の利便性の向上のほか、墓地の適正な管理と合葬墓の運営を継続してまいります。

将来目標の6点目は、「みんなの『安全・安心』を支えるまちづくり」についてであります。

自然災害は依然として全国で多発し、甚大な被害が発生しています。

いつ襲ってくるかわからない災害に備え、安全、安心に暮らせる地域づくりを引き続き進めてまいります。

本年度は、地域防災拠点となる新消防庁舎の、10月供用開始に向けて外構工事を進めてまいります。

また、現消防庁舎の後利用・活用方法を広く町民に求めていくとともに、閉所式を執り行ってまいります。

住民安全の推進。

災害発生初期の、自助、共助などを町全体で進めていくため、自主防災組織の設立、育成などを通じた住民の防災意識の向上のほか常呂川雨量観測所や簡易水位計を用い、関係機関との緊密な連携を図りながら町民への迅速な情報提供を進めてまいります。また、分かりやすい防災マップを作成し、町民周知を進めるとともに、防災備蓄品や新型コロナウイルス感染症予防対策品などの整備により地域防災力の強化を図ってまいります。

本年度においても、交通安全協会、交通安全推進委員会と連携するとともに、交通安全指導員をはじめ、地域の協力も得ながら、定例および期別の街頭指導、各学校等における安全教室の実施など交通安全意識の向上と南7線の「止まれ」の表示を整備するなど、交通安全施設の維持管理により今後も交通事故死ゼロが継続するよう努めてまいります。

令和2年度には、北海道警察の要請などにより防犯カメラを設置し、犯罪抑制に努めているところであります。

全国的にも子どもたちを襲う悲惨な事件は後を絶たないことから、防犯協会、暴力追放

推進協議会などの関係機関と連携し、犯罪の未然防止や暴力追放に引き続き取り組んでまいります。

広域で連携する消費生活相談やトラブル防止に向けた啓発など、生活安全の確保にも努めてまいります。

将来目標の7点目は、『みんなの力で』暮らしやすいまちづくり」についてであります。

私の政策の原点であり、町長就任当初から一貫して言い続けている「町は町民のものであり、町民が町政の主役である」との理念による地方自治の根幹である住民自治をこのコロナ禍でこそ具体的に推進し、まちづくり活動への積極的な参加、強固な行財政基盤など町民の皆さまと共に暮らしやすい町を築いてまいります。

D Xの推進。

政府は、デジタル庁を創設し、「自治体D X推進計画」掲げました。国全体をデジタル化するために地方自治体にも多くのことが示されています。

本別町、大樹町との3町による「ひがし北海道クラウド協議会」については、基幹系業務システムの共同利用、データのクラウド利用を本年4月から随時運用してまいります。

また、自治体D X推進計画に基づき、各種電子申請を受け付けることができるようシステム改修を進めてまいります。

住民参画の推進等。

まちづくり町民参加条例による意見、まちづくり推進会議からの提言、夜間町長室開放のほか、コロナ禍でしばらく開いていない車座トークの再開など広聴活動にも積極的に取り組んでまいります。

また、ホームページやフェイスブック、ツイッターなどのSNSを活用した積極的な行政情報の発信にも努めてまいります。

町内会、実践会はまちづくりの基盤であり、自治会ごとにさまざまな取り組みを進めることができるよう、また、地域が一つになり活気あふれる豊かな地域づくりができるよう、引き続き支援するとともに、住民が主体的に取り組むまちづくり活動への支援も検討してまいります。

本年度も町民税1%を活用したまちづくりパワーアップ特別対策事業を実施し、町づくりや地域づくり、まちおこしの推進に寄与する事業の掘り起こしや6次産業化のきっかけづくりにつなげるとともに、コミュニティの施設整備や活動も支援してまいります。

ふるさとおもいやり寄付制度について、令和3年度はすごもり需要等も相まって大きく寄付額が増加することとなりました。令和4年度は、新たに寄付ポータルサイトを2事業者追加し、さらなる事業推進を図るとともに、適正な制度運用のもと、物産、産業の振興、地域活性化を推進するため、事業者など関係者と連携を図りながら多様な取り組みに努めてまいります。

数年前からさまざまな活動の中心を担っている女性グループなど、活発化している活動を見守りつつ、必要に応じ助言を行うなど、女性の社会参加促進にも努めてまいります。

地域間交流です。

昨年は、高知県津野町と姉妹町の協定を締結してから20周年を迎える節目の年でありました。津野町での記念式典の開催とそれに伴う「ふるさと訪問団」の派遣などが実施され、両町の絆がさらに強固なものとなりました。

本年度は新たに10年間期間を延長しました人事交流により、4月から新たな職員をお互いの町に派遣いたします。また、小学生の交換留学や文化交流も継続して実施してまいります。

行財政運営です。

行政運営につきましては、「第5次行政改革大綱」に基づく実施計画と「第6次訓子府町総合計画」後期重点プロジェクトを着実に実行し、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立するため、町民参加と官民連携、各種事業の再構築、公共施設の長寿命化や更新のマネジメント、組織、業務の見直しなどを推進してまいります。

財政運営にあたっては、国や北海道などの財政支援制度等の有効な活用を図るとともに、基金運用の適正化と公債費の最適化に配慮した予算編成により、将来に過度な負担を残さない財源対策など財政の平準化を図ってまいります。

行政を担う職員の資質や能力向上は効率的、効果的な行政運営を推進するため必要であり、その成果を町政運営に反映させ、福祉の増進につなげることも重要な政策の一つであります。

コロナ禍により2年延期されている自治大学校への職員派遣、同じく延期されていた人口390人の高知県大川村で開催される全国小さくても輝く自治体フォーラムへの派遣など、自治体職員としての知識や能力の向上に努めてまいります。

また、制度開始から地域に浸透しつつある地域担当職員制度についても高齢者宅の訪問や地域行事への参加を通じて地域に学び、地域課題を共有し解決につなげる仕組みづくりも検討してまいります。

むすびにあたって。

以上、私の基本姿勢と令和4年度の主要な施策の一端を述べさせていただきました。

冒頭でも申し上げましたが、令和4年度は、第6次訓子府町総合計画の後期重点プロジェクトの初年度となります。農業の持続的発展やインフラ、行財政計画の適正化のための「強いまち」プロジェクト、子どもたちの成長や教育、まちづくりへの町民参加のための「人を育てるまち」プロジェクト、住環境や移住定住、高齢者・障がい者福祉のための「安心して住み続けられるまち」プロジェクト、この三つの重点プロジェクトを着実に実行し、町の将来像である「ちょっといいねがたくさんあるまち くねっふ」の具現化に向けて一歩ずつ着実に歩みを進めてまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症の戦いも2年が過ぎました。日本のあらゆる場面で疲弊が色濃く出ております。

本町でも、国による人と人の接触を避ける政策により、巣ごもりなどによる地域の絆、高齢者等の地域社会のつながり、支え合いは大きく希薄化して行くことが懸念される中、新型コロナウイルスと共存するまちづくり活動を展開してまいりました。また、疲弊する経済界を励まし、勇気付けていくための支援、後押しのほか、経営事業者の意識改革についても、継続して取り組んでいかななくてはなりません。

現在、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種を進めておりますが、これからも、私は新型コロナウイルスにひるむことなく、町民の皆さまとともにこの困難を乗り越え、暮らし、経済、社会活動を築いていけるものと確信しております。

本年度は、4期目の私の政治家としての集大成の年となります。残された課題にひるむ

ことなく、この町に住むことの喜び、幸せを実感し、若者たちが魅力的に思える町づくり、私が掲げた政策目標、「すべての町民にやさしい町づくり、みんなで創る訓子府の元気」の歩みを止めることなく、持てる力の限りを尽くしてまいりたい決意であります。

町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

◎会議時間の延長

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ、これを延長いたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

◎町政執行方針、教育行政執行方針

○議長（須河 徹君） 日程第16、執行方針を継続いたします。

林教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。
教育長。

○教育長（林 秀貴君） はじめに。

令和4年第1回定例町議会の開会にあたり、訓子府町教育行政の執行に関わる主要な施策について申し上げ、町民の皆さまならびに町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今日、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展など、われわれを取り巻く環境は大きく変化しており、人生100年時代の到来や超スマート社会（Society 5.0）の技術革新の進展などが教育をはじめとするさまざまな分野に大きな影響を与えております。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大は、人々の価値観や生活、行動など多面的に大きな影響を与えており、こうした社会の変化が加速度を増し、より複雑で予測困難な時代となっています。

このような急激に変化する時代の中で、本町が将来にわたって発展していくためには、さまざまな社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の担い手を育む教育の役割がますます重要となっているところです。

新しい時代に向けても、「教育は人づくり」の視点に立ち、誰もが安心して子育てできる環境づくりや、未来を担う子どもたちが夢や希望を実現できるよう、また、誰もが生涯にわたって心豊かに健康で暮らしていける教育環境づくりに努めてまいります。

教育行政執行方針の基本的な考えについて申し上げます。

社会が加速度的に進展する時代にあって、複雑化、多様化する教育課題の解決のため、「第6次訓子府町総合計画」や「第2期訓子府町教育大綱」に基づき、基本目標である「学校教育」「子育て支援・幼児教育」「社会教育」との連携を図りながら、学校や家庭、地域の教育力を高め、未来を担う子どもたちが、生き生きと自分らしく成長できるよう努めてま

います。

また、学習・文化・芸術・スポーツ活動を通して、町民一人一人が心豊かに生きがいを持つ生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会を形成することができる教育行政の推進に努めてまいります。

主要施策の推進について申し上げます。

はじめに、「学校教育」における取り組みについて申し上げます。

社会が大きく変化する中、子どもたちが自ら学び、自ら考え、豊かで幸せな人生を切り拓いていくことができる「生きる力」を育むことが求められています。

そのため、学校教育においては、子どもたちの発達段階に応じた知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成など、個性や創造性を育む教育に努めてまいります。また、学校と家庭、地域が連携を図りながら、多様な体験活動を通して地域と一体となったふるさと教育「くんねっぷ学」を推進いたします。

コロナ禍において、子どもたちの健康と安全を守りながら学びを保障していくよう、感染症対策を行いながら適切な教育環境の確保に努めてまいります。

確かな学力の育成については、子どもたちの「確かな学力」の育成のために、学習意欲を高め、発達段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能を習得させ発展的な学力を身に付けさせる学習に取り組んでまいります。

また、ICTを効果的に活用しながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むとともに、町単独の臨時講師を配置し、授業でのチーム・ティーチングや習熟度別指導など、一人一人に応じたきめ細やかな指導体制を充実してまいります。

さらに、家庭と連携しながら、子どもたちの学習習慣の定着を図ってまいります。

子どもたちの情報活用能力を身に付けるために1人1台のタブレット端末を活用し、試験的なデジタル教科書や、学習用ソフトなどを活用した授業展開を図るなど、ICT教育を推進してまいります。

また、情報機器によるトラブルの未然防止と使い方を含めたルールづくりのため、学校と家庭が連携した情報モラル教育にも取り組んでまいります。

各学校での外国語授業の対応やコミュニケーション能力の向上を図るため、認定こども園と各小中学校、さらには、訓子府高等学校で語学指導助手を活用した英語教育の実践的学習を計画的に行ってまいります。

豊かな心と健やかな体の育成については、社会性や豊かな人間性の育成のため、地域での交流や多様な体験活動とあわせ、道徳教育の推進を図り、思いやりや生命を大切にする心を育み、規範意識を高めるなどの取り組みを進めてまいります。

学校図書室は学習支援の大きな役割を持ち、蔵書数の充実に加えて、司書派遣を継続し、学校図書館システムの活用を図り、担当教職員と連携を深めながら、親しめる学校図書室の充実に努めてまいります。

いじめ、不登校の問題については、「いじめ」「不登校」の手引きの活用やアンケート調査、教育相談の実施、日常的な指導と併せて、家庭や関係機関と連携を図りながら、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

心身ともに健やかな育ちを支えるため、学校での創意工夫した体力・運動能力向上の取り組みを推進し、学校・家庭・地域が連携した運動機会の充実に努めてまいります。

また、子どもたちの健康保持のために、各種健康診断、フッ化物洗口などを実施するとともに、健康教育の充実を図りながら、疾病の防止や早期発見、基本的な生活習慣の定着に努めます。

新型コロナウイルス感染症対策については、学校における「新しい生活様式」に基づき、子どもたちが安心して心身ともに健康な生活が送れるように、学校環境の維持に努めてまいります。

地域と連携した教育力の向上については、子どもたちが生まれ育ったふるさとに対する愛着と誇りを持てるように、訓子府町の歴史や文化、産業や自然環境などの特性を生かしたふるさと教育「くんねっぷ学」を、発達段階に応じて多様な体験活動として推進してまいります。

教職員一人一人が高い指導力と専門性の向上を図り授業改善に取り組んでいくための支援を行うとともに、教職員の働き方改革とあわせた職場環境づくりに努めてまいります。

学習環境の充実と安全教育の推進については、子どもたちにとって多くの時間を過ごす学校の良好な学習環境のため、施設や設備の適正な点検や維持管理に努めてまいります。

本年度は経年劣化した訓子府小学校の「受電設備」の改修工事や鉄棒の更新、居武士小学校の遊具設置などを行ってまいります。

自らの安全は自ら守るの視点に立ちながら、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、交通安全や防犯、防災などに関する教育活動を推進してまいります。

児童生徒の遠距離通学対策として、老朽化したスクールバスを昨年度に引き続き1台更新し、安全で安定的な運行に努めてまいります。

開かれた学校づくりについては、地域の特色を生かした学校づくりのため、地域全体が学校の応援団となり、子どもたちの成長を支えていくコミュニティ・スクールについては、地域資源や人材の活用を図り、「訓子府スタイル」である認定こども園から小中学校、訓子府高等学校までが一体となった特色ある教育活動を行ってまいります。

食育事業の推進と魅力ある給食の提供については、地元農産物などの地場産品の活用を通し、望ましい食習慣の定着を図るとともに、食に関する正しい知識と地域の産業や食文化を学ぶ食育事業を推進してまいります。

また、安全・安心な給食の提供のため、老朽化している給食センターの「受電設備」更新を行うなど適正な施設の維持管理に努め、衛生管理の徹底、異物混入、生活指導管理表に基づくアレルギー対応などの安全対策を図ってまいります。

学びのための教育環境の充実については、特別な支援を必要とする子どもたちに対して、学習面や学校生活を支えていくため、教職員の指導力の向上とともに、町単独の特別支援教育支援員の配置を継続し、発達や特性に応じたきめ細やかな対応を図ってまいります。

また、専門機関による「発達支援事業」を通じ、一人一人に応じた指導の充実を図るとともに、「育ちの手帳」を認定こども園から訓子府高等学校まで活用し、家庭との連携、支援の継続を図ってまいります。

子どもたちの将来が経済的環境に左右されることなく、就学に関わる機会均等を図るため、就学援助事業や奨学資金貸付事業を継続し、学びの保障を行ってまいります。

訓子府高等学校の振興と存続については、開校から74年の歴史と伝統ある訓子府高等学校は、本町にとって有用な人材育成や地域振興・活性化に大きな役割を果たしており、

高校を取り巻く厳しい状況の中、町を挙げて地元高校の支援に努めてきたところです。しかしながら、少子化による中卒者の大幅な減少や北見地域の高校配置計画の影響により、近年は入学者が定員を大幅に下回る結果となり、今後の高校配置計画への影響が懸念されているところです。

将来も地元の高校として存続するためには、入学者の確保は喫緊の課題であり、教育委員会としましては、これまでの「通学費助成・給食の提供・進路支援」など9つの支援に加え、北見市内の通学困難地域への通学バス運行やタブレット端末の助成などを実施し、生徒や保護者が「行ってみたい」「行って良かった」と実感できる教育活動への支援を行ってまいります。

また、コミュニティ・スクールによる、ふるさと教育「くんねっぷ学」での体験活動など、地域と連携・協働し地域とともにある高校づくりや、本町の文化・芸術などの教育資源を活用して、訓子府高等学校の価値や独自性を高め、他の高校との差別化を図り一層の魅力づくりを行いながら入学者確保に努めてまいります。

訓子府高等学校は、本町のまちづくりにとって重要な教育機関であり、北海道教育委員会や訓子府高等学校と協調・連携し、学校応援団である「訓子府高等学校魅力化プロジェクト委員会」をはじめ、PTAや関係機関・団体と協力しながら全町一体となった訓子府高等学校の振興・存続に向けた取り組みを推進してまいります。

2点目に、「子育て支援」における取り組みについて申し上げます。

急速な少子化による家族形態の変化や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化などに加え、2年におよぶコロナ禍により、子育てを取り巻く環境が大きく変化している中、本町におきましても若い人が定着し、安心して子育てができるように、子育て支援を担う認定こども園、子育て支援センター、児童センターの3施設が互いに連携し、子育てのしやすいまちづくりを進めてまいります。

また、家庭・地域と連携を図りながら「第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実に努めてまいります。

子どもを育てる環境整備については、子育て家庭への包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」と関係機関が連携を図り、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援に取り組むとともに、「子育てアプリ」やSNSなどを活用し、子育てに関するさまざまな情報発信に努めてまいります。

子育て支援の充実のために、乳児家庭訪問や成長に応じた子育て支援の教室、乳幼児健康診査、健康相談等の各種事業を実施し、安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

子育て支援センターと連携して実施している「託児無料券」の交付事業を継続し、乳幼児をもつ保護者への育児負担の軽減とリフレッシュなど、きめ細やかな子育て支援を図ってまいります。

障がい児支援の充実、子どもの健康づくりについては、乳幼児期の発達の遅れの早期発見と早期療育のため、子育て支援センターや認定こども園など関係機関と連携し、発達支援事業や年中児健康相談を実施し、乳幼児期から切れ目のない支援や相談体制の充実に努めてまいります。

子どもの健康については、積極的勧奨が再開された「子宮頸がんワクチン」をはじめと

する定期予防接種のほか、インフルエンザ、おたふくかぜなどの任意予防接種や乳歯の虫歯予防のためのフッ素塗布に対する費用の一部助成を継続してまいります。

子育て支援センター機能の充実については、子育て支援センター「ひだまり」では、子どもの発達に応じた子育て講座や、誰もが参加しやすい各種行事などにより、育児中の保護者間の交流を深めるなど、子育ての悩みなどを気軽に相談できる体制を維持し、子育て不安の解消に努めてまいります。

育児負担の軽減や各種行事での託児などにおいて、子育てボランティアの「メロンキッズ」と連携し、一時預かり事業の充実を図ってまいります。

児童センター機能の充実については、児童センター「ゆめゆめ館」は、放課後や週末、学校休業日に安心して過ごせる場として、コロナ禍において留守家庭児童の受け入れ先として重要な施設であり、感染症対策を十分に取りながら運営に努めてまいります。

保護者の就労形態の多様化により、利用児童や特別な支援を要する児童が増えてきていることから、これらに対応した支援体制の充実を図るとともに、自由に活動や学習、遊びができる環境を提供し、子どもたちの健全育成に努めてまいります。

3点目に、「認定こども園」における取り組みについて申し上げます。

幼児期の教育・保育は、子どもたちの生涯にわたる学びと人間力の育成に重要な時期であり、認定こども園については、豊かな生活や遊びを通じて、子どもたちの健やかな成長のための質の高い教育・保育の提供に努めてまいります。

幼児教育・保育環境の充実については、コロナ禍における新しい生活習慣の定着と感染症対策を図りながら、木のぬくもりあふれる認定こども園の特徴を生かし、はだし保育やリズム運動、自然との触れ合い、異年齢との交流などにより、乳幼児期からの健康な体づくりや豊かな人間性、社会性を育てていきます。

保護者の就労形態の多様化などにより未満児の入園率が高まっていることから、必要な保育教諭を確保し安定した保育体制を維持するとともに、保育教諭などの研修の機会の充実を図り、教育・保育の質の向上に努めてまいります。

発達に特性がみられる子どもを支援するために、保育補助員や支援員の配置を継続するとともに、関係機関と連携した発達支援事業を行い、きめ細やかな支援に努めてまいります。

安心して子どもを産み育てるために、国の制度による「幼児教育・保育の無償化」のほか、本町独自の保育料軽減や多子世帯への助成などを継続し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

食育については、自園給食による地元農畜産物の活用や正しい食習慣を身に付ける食育活動に取り組むとともに、食物アレルギー対策として、生活管理指導表に基づく対応を行い、安全・安心な給食の提供を行ってまいります。

新たに「保育ICTシステム」を導入し、保護者等への迅速な情報発信を行うとともに、保育教諭の業務の効率化や負担軽減を図り、保育・教育の充実のための環境整備を図ってまいります。

地域における子育て支援については、地域に開かれた認定こども園として、「園開放」など地域住民や関係機関との交流を図るとともに、子育て支援センターなどと連携し、子育て相談や保護者研修会などを行い、保護者のニーズに応じた子育て支援の充実を努めてま

います。

認定こども園と各小中学校や訓子府高等学校の教職員、園児、児童生徒との連携・交流を図るとともに、小学校への円滑な接続に向けた連携体制の強化を図ってまいります。

4点目に、「社会教育」における取り組みについて申し上げます。

「人生100年時代」を迎え、ライフスタイルや価値観の多様化が一層進み、さらに長引くコロナ禍で社会環境が大きく変化している中で、地域社会のつながりや支えあいの大切さが見直されており、生涯学習の果たす役割が大きくなっております。

このため、ライフステージに応じた学習機会の充実を図るため「第2期社会教育中期計画」に基づき、さまざまな学習・文化・スポーツ活動を通じて、町民一人一人が心の豊かさを実現でき、生涯にわたり学び続けることのできる学習環境づくりに努めてまいります。

幼少年教育の充実については、幼少年期については、家庭や地域における生活やさまざまな体験を通して人生の基礎を培っていく時期であり、社会性や自主性を養うために、子ども会やスポーツセンター、図書館などと連携し「放課後子ども教室」や「通学合宿」「公民館・図書館・スポセン連携事業」などを実施し体験活動の充実を図ってまいります。さらに、居武士小学校区の「みつばちクラブ」に対する支援の継続・充実に努めてまいります。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、家庭の教育力の向上を図るために学習機会の充実を図るとともに、子どもたちの安全・安心を確保するため、「子ども110番の家」「子ども安全パトロール」「ながら見守り」などの活動を継続実施し、地域ボランティアとも連携を図り、子どもたちを守り育てる地域づくりを推進してまいります。

青年教育の充実については、青年期については、大きな飛躍に向けてさまざまな経験を重ねていく時期であり、青少年活動の学習・文化・交流活動の拠点となる「青少年研修館」を活用して、地域に根ざした青年団体活動への支援を継続するとともに、近隣の青年団体との情報交換や交流機会の充実を図ってまいります。

また、「産業後継者研修事業」などを通して、地域の青年活動への支援とリーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

成人教育の充実については、これまでの学びの体験・経験を生かし、充実した生活を送る成人期については、多様化・高度化する学習ニーズや地域課題に対応した「公民館講座」「くんねっぷの未来づくり大会」「わくわく地域づくり活動支援事業」や、家庭の教育力の向上を図る「はぐくみ講座」を実施するなど、地域での多様な学びの支援を図るとともに、各種団体・グループが主体的に活動できる環境づくりに努めてまいります。

高齢者の学習支援については、高齢期については、生きがいつくりと、培ってきた知恵と技を次世代に伝えていただく時期であり、個々の能力や適性に応じた社会参加を促し、健康で明るく豊かな生活を送ることができるとともに、学習支援に努めてまいります。

学級生が自主的に運営する「若がえり学級」は、今年度開設50周年を迎えることから、「記念事業」を実施するほか、生きがいや仲間づくり、世代間交流が図られるような学習活動を支援してまいります。

また、スポーツセンターや福祉部門と連携して、高齢者が健康な生活を送るための環境づくりに努めてまいります。

公民館の運営・整備については、町民の「出会い・学びの場」として長年親しまれてい

る公民館については、今年度開館40周年を迎え、団体やサークルとも連携を図りながらの「公民館まつり」や、町の歴史を題材とした「町民参加劇」などの記念事業を開催いたします。

また、地域づくりや人づくりの拠点、町民の身近な学びの場として多様な学習活動ができるよう利用しやすい施設運営に努めてまいります。

施設面については、舞台吊り物点検や電気式陶芸窯の更新を実施し、日常的な点検や補修などを行いながら適切な施設管理に努めてまいります。

文化・芸術活動の推進については、創造力と感性を育み、心の豊かさや潤いをもたらす文化・芸術活動については、「訓子府町文化芸術活動方針」に基づき、関係機関や団体と連携を図りながら、子どもから高齢者まで多くの町民が文化・芸術に親しみ活発に活動できる環境づくりに努めてまいります。

今年度で5年プロジェクトの最終年度となる「アート・タウン・プロジェクト事業」は、継続して武蔵野美術大学との連携を図り、各種事業を実施してまいります。また、次のステップに向けて、町民が主体となって文化・芸術があふれるまちづくりをめざした取り組みを進めてまいります。

文化・芸術に親しみ発表する機会である「音楽の広場」「秋の文化祭」などを開催してまいります。また、歴史館を拠点として郷土の歴史を学ぶ企画展や講座を行い、町民共有の財産である郷土資料と文化財の保存・活用を図ってまいります。

社会教育関係団体への支援については、社会教育団体活動の活性化を図るため、団体やサークルの交流、指導者の養成と研修機会の確保に努めるとともに、活動費助成と大会への派遣費助成を継続し、関係団体の活動を支援してまいります。

図書館については、読書は、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにしていくものであります。そのために「読書活動推進計画」に基づき、子どもから高齢者まで、生涯にわたって読書を楽しめる環境づくりに努めてまいります。

「ブックスタート」「絵本セット貸出」「絵本ライブ開催」など、親子で絵本を楽しむ機会を提供してまいります。

また、各小中学校へ司書派遣を継続実施し、児童生徒の読書活動の充実を図ってまいります。

図書館の宅配サービス、移動図書、高齢者への読み聞かせなどにより、幅広い世代が読書に親しめる環境づくりを推進するとともに、各小中学校で運用を始める学校図書館システムと図書館との連携を強化するなど、きめ細やかな図書サービスの充実を進めてまいります。

「本のある生活を支える図書館」として、いつでも・どこでも・誰もが生涯にわたり読書を楽しめる環境整備に努めるとともに、継続して新しい図書館整備に向けた準備に取り組んでまいります。

5点目に、「社会体育」における取り組みについて申し上げます。

価値観やライフスタイルの多様化などにより、健康づくり、体力づくりのためにスポーツを楽しむニーズが高まる中で、生涯を通じて誰もがスポーツに親しみ、健康で充実した生活が送れるよう、世代やニーズに応じたスポーツ事業の充実と、気軽に健康づくり・スポーツ活動に取り組めるような環境づくりを進めてまいります。

社会体育施設の整備充実については、社会体育施設については、適正な維持管理に努め、運営の充実と計画的な施設整備を図り、安心して利用できる環境づくりを進めてまいります。

本町のスポーツと健康づくりの拠点施設であるスポーツセンターについては、町内外から多くの皆さまに利用していただき、引き続き子どもから高齢者までが、いつでも気軽に楽しく利用できる施設運営に努めてまいります。

温水プールについては、玄関スロープや競技用自動判定装置の修繕、屋外体育施設では、パークゴルフ場の散水用ポンプの更新、野球場トイレ洋式化修繕などを実施し、安全で快適に利用できる施設運営に努めてまいります。

スポーツ活動の活性化については、スポーツセンターについては、運動指導のインストラクターを継続配置し、健康づくりのきめ細やかなサポートを行うとともに、施設の特徴を生かした講習会やスポーツ教室を開催し利用者の拡大を図ってまいります。

幅広い世代においてスポーツの楽しさを学ぶ機会を提供するため、少年団やスポーツ団体などと連携した各種スポーツ教室や健康づくり講座、体験事業などを開催してまいります。

地域のスポーツ振興のため、各スポーツ団体への助成や、大会出場への派遣費、指導者養成のための研修費等の支援を継続するとともに、「スポセン通信」やSNSを活用して、スポーツや健康づくりに関する豊富な情報の発信を行ってまいります。

以上、令和4年度の教育行政に関わる主要な施策について申し上げます。

町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政の執行方針といたします。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、町政執行方針、教育行政執行方針を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

ご苦労さまでした。明日も午前9時30分から開会いたしますので、ご参集よろしくお願いいたします。

散会 午後 4時 8分